

阿武町過疎地域持続的発展計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 12 月

山口県阿武郡阿武町

目 次

1 基本的な事項 · · · · ·	3
(1) 阿武町の概況 · · · · ·	3
(2) 人口及び産業の推移と動向 · · · · ·	5
(3) 行財政の状況 · · · · ·	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針 · · · · ·	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標 · · · · ·	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 · · · · ·	13
(7) 計画期間 · · · · ·	14
(8) 公共施設等総合管理計画との整合 · · · · ·	14
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 · · · · ·	15
(1) 現況と問題点 · · · · ·	15
(2) その対策 · · · · ·	16
(3) 計画 · · · · ·	16
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 · · · · ·	16
3 産業の振興 · · · · ·	17
(1) 現況と問題点 · · · · ·	17
(2) その対策 · · · · ·	21
(3) 計画 · · · · ·	25
(4) 産業振興促進事項 · · · · ·	27
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 · · · · ·	27
4 地域における情報化 · · · · ·	28
(1) 現況と問題点 · · · · ·	28
(2) その対策 · · · · ·	28
(3) 計画 · · · · ·	28
5 交通施設の整備、交通手段の確保 · · · · ·	30
(1) 現況と問題点 · · · · ·	30
(2) その対策 · · · · ·	30
(3) 計画 · · · · ·	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 · · · · ·	32
6 生活環境の整備 · · · · ·	34
(1) 現況と問題点 · · · · ·	34
(2) その対策 · · · · ·	35
(3) 計画 · · · · ·	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 · · · · ·	38
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 · · · · ·	39
(1) 現況と問題点 · · · · ·	39
(2) その対策 · · · · ·	40
(3) 計画 · · · · ·	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 · · · · ·	44

8 医療の確保	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
9 教育の振興	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	50
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
10 集落の整備	54
(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	54
(3) 計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	55
11 地域文化の振興等	56
(1) 現況と問題点	56
(2) その対策	56
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56
12 再生可能エネルギーの利用の推進	58
(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 計画	58
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	59

1 基本的な事項

(1) 阿武町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

本町は、山口県の北部に位置して日本海に面し、周囲は萩市に接している。

面積は 115.95 km^2 で、そのうち農地が約 8 km^2 （7%）、林地が約 97 km^2 （84%）と、阿武火山群により大地が形成されている自然豊かな本町にとっては、第一次産業が基幹産業となっている。

地形は、宇田郷地区を頂点に南西方に奈古地区、南東方に福賀地区を配した三角形をしており、気候は、海岸部の奈古、宇田郷地区は比較的温暖であるが、内陸部の福賀地区は標高 380 m を超える積雪高冷地である。

地形的条件ではあまり恵まれていないが、本町は美しい海と緑の山々に囲まれ、この豊かな自然は、町民の誇りとなっている。特に約 17.5 km に及ぶ長い海岸線は、北長門海岸国定公園の指定をうけ、日本海の荒々しい浸食海岸美を見せ、開発されていない自然の景観を保全している。

②歴史的条件

本町は、内陸部にある福賀地区から弥生時代や古墳時代の石器が出土し、阿武の地名が古くから和歌や古文書に見られるなど、かなり早い時代に開けたものと考えられている。

藩制時代には、沿革表のとおり6か村時代が続き、その後、明治22年の市町村制施行により、奈古村、福賀村、宇田郷村の3か村に統合、53年が推移した後、昭和17年には奈古村が町制を施行した。

昭和30年1月1日に町村合併促進法に基づき、旧・奈古町、福賀村、宇田郷村が、「地域の関係はもちろん、人情、風習、経済、交通等の関係から合併の必要がある」（合併申請書）郡下の他町村に先駆けて合体合併した。その後、平成15年度には、萩広域市町村圏組合の構成市町村による合併協議会を設置し、8市町村での合併を検討したが、阿武町は平成16年3月に単独町政を選択し、現在に至っている。

沿革表

（防長風土注進案より）

天保14年 (1843) 風土注進案	明治12年 (1879) 郡区町村制	明治22年 (1889) 市町村制	その後の 異動	現在
奈 古 村	奈 古 村	奈 古 村	奈 古 町	昭和30.1.1 (1955)
木 与 村	木 与 村		昭和17.11.3 (1942)	
宇 田 村	宇 田 村	宇 田 郷 村	宇 田 郷 村	合 併
惣 郷 村	惣 郷 村		福 賀 村	阿 武 町
福 田 村	福 田 上 村			
	福 田 下 村			
宇 生 賀 村	宇 生 賀 村			

③社会的、経済的条件

本町は、藩制時代から距離的に近い現在の萩市と産業・経済・文化等において不離密接な関係にあり、通勤、通学、通院、買物等、萩市の都市機能に依存している。

交通は、日本海沿岸をJR山陰本線、国道191号が縦走し、内陸部は陰陽を連絡する国道315号が横断し、さらに、主要地方道益田阿武線、山口福栄須佐線、一般県道4路線が接続している。

本町の中心地（町役場）から最寄りの人口集中都市との距離は、社会的経済的に最もつながりの強い萩市中心部までが 15 km （25分）、県庁所在地の山口市までが 55 km （65分）、JR山陽新幹線の新山口駅が 60 km （75分）、萩・石見空港までが 43 km （5

5分) の距離にある。

イ 過疎の状況

①人口等の動向

昭和30年代後半から、昭和40年代前半にかけての、いわゆる経済の高度成長に伴い、離村を含めて人口の急激な流出が続き過疎化現象が顕在化した。しかも、人口流出の大部分が新規学卒者を中心とする若年層が占め、従って人口の再生産層が薄くなり出生率の著しい低下を招いている。

人口減少の原因は、産業が零細で生産性及び就業性が低く、その上有力な企業が少ないため、就業の場を求めて都市部へ人口が流出したものである。

特に若者の流出は、生産人口の減少につながり、出生数の低下に伴い児童生徒数が減少し、小中学校も適正規模での教育が困難になっている。また、若年層の流出は、地域活力の低下につながり、地域の共同体活動及び伝統行事の維持も難しくしている。

今後とも、これらの問題に対処しつつ、町の総合計画「第7次阿武町総合計画～選ばれる町をつくる～」、「第3次阿武町版総合戦略～森里海と生きる町～」及び本計画に基づいて生活環境の整備を行い、定住人口対策を重点に、町の将来像である「夢と笑顔あふれる『豊かで住みよい文化の町』」を創り出していくことが重要である。

②これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し等

本町は、過疎に歯止めをかけるため、あらゆる定住対策として、各産業における生産基盤の整備をはじめ、道路、集落排水や簡易水道等生活環境施設の整備、特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設の整備や情報基盤の整備、また、町営住宅及び分譲宅地の整備等、住環境の整備、子育て世代の負担軽減や災害に強い環境整備に努めてきた。

この結果、高度経済成長から、成熟期へと変様した社会、経済情勢も影響して、人口の流出はひとごとに比べ鈍化し、これまでの総合的な定住対策から社会増減はプラスに転じ、令和2年の出生数が3人であったのに対し、令和6年の出生数は10人と回復傾向にあるものの、依然として高い高齢化率と人口減少の克服までには至っておらず、人口定住は依然として重要な課題であり、人口減少は地域や産業の担い手不足の原因ともなっている。

今後とも、一層産業間の関連を取りながら、各生産基盤の整備と生産性の向上に努めつつ、既存の資源（自然、文化、人）に施策を有効に絡ませながら、第一次産業の振興や観光レクリエーション産業の振興、企業誘致等による積極的な就業の場づくりを、住民参加、協働による集落づくり、地域づくりに絡めて推進する必要がある。

また、少子高齢化の進む現在、今後も地域住民に寄り添った住みやすい環境整備に努め、人口流出に歯止めをかけるとともに、新たな担い手としてのUターンやJターン、Iターン者を受入れるため、町外からの人・物・お金の流れを活発化し、交流から関係人口の創出、そして定住へと発展させていく必要がある。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

本町は、萩市を中心市とする定住自立圏、経済圏、文化圏にありこの関係は将来も変わらないと見込まれる。今後とも「選ばれる町づくり」を行うとともに、萩市・阿武町が相互の連携と交流を一層強化し、圏域全体のブランド化、振興をめざしていく。

また、近年、高度情報化や価値観の多様化など社会情勢の変化が著しい中、新たな働き方や暮らし方を求め、農山漁村に代表される自然が豊かで文化に恵まれた過疎地域の役割は、益々高まつてくるものと思われる。

このため、本町は、海岸部と内陸部に二分される地域特性や自然の豊かさからなる地域資源を生かした町の基幹産業である第一次産業を守りながら発展させつつ、あらゆる地域資源を磨き、付加価値型の6次産業を振興するとともに、第一次産業と連携した体験プログラムなど滞在時間や地域内消費を引き延ばす滞在型観光を充実させ、人・物・お金の流れを再構築し、持続可能な地域内循環型経済の構築に取り組む。

さらに、生産年齢の就業の場の確保を図るための企業誘致を推進するとともに、起業支援や商工業の継業支援など図りつつ、農、林、水、商、工、観の調和のとれた地域づくりに取り組む必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、令和2年の国勢調査（速報値）によると3,056人となっている。

人口の推移は、昭和30年の合併以降、一貫して減少傾向にあり、昭和40年8,497人、平成27年3,463人と50年間で△5,034人（△59.2%）と減少しているが、最近は減少率が鈍化しつつある。地区別では、福賀、宇田郷の両地区の減少率が大きくなっている。

原因として、若年者（15～29歳）が、平成22年と令和2年の10年間を比較してみると、△96人（△35.7%）と減少しているように、出産年齢人口の減に伴う出生数の減少など自然減や、新規学卒者の都市への流出等の社会減によるものである。

年齢階級をみると、若年者の割合が減少して、高齢者の割合（令和2年高齢化率49.8%）が増加するという過疎地域特有の高齢化が急速に進行している。

しかし、一方で価値観の変化、ふるさと志向もあってU・J・Iターン現象もみられる。

今後も、子育て支援対策を強力に推進するとともに、U・J・Iターンの受け皿として、空き家バンク事業のほか町営住宅や分譲住宅地の整備などの定住施策と就業の場の確保による若者に魅力あるまちづくりに取り組んでいく。

そこで、本計画の目標年次である令和7年は、本計画の実施効果及び第7次阿武町総合計画を基本とした人口減少対策に取り組むことで、若者の定着等により若干減でとどまる事を期待して、令和12年1月1日現在の推定人口は、第3次阿武町総合戦略の目標値である2,575人とする。

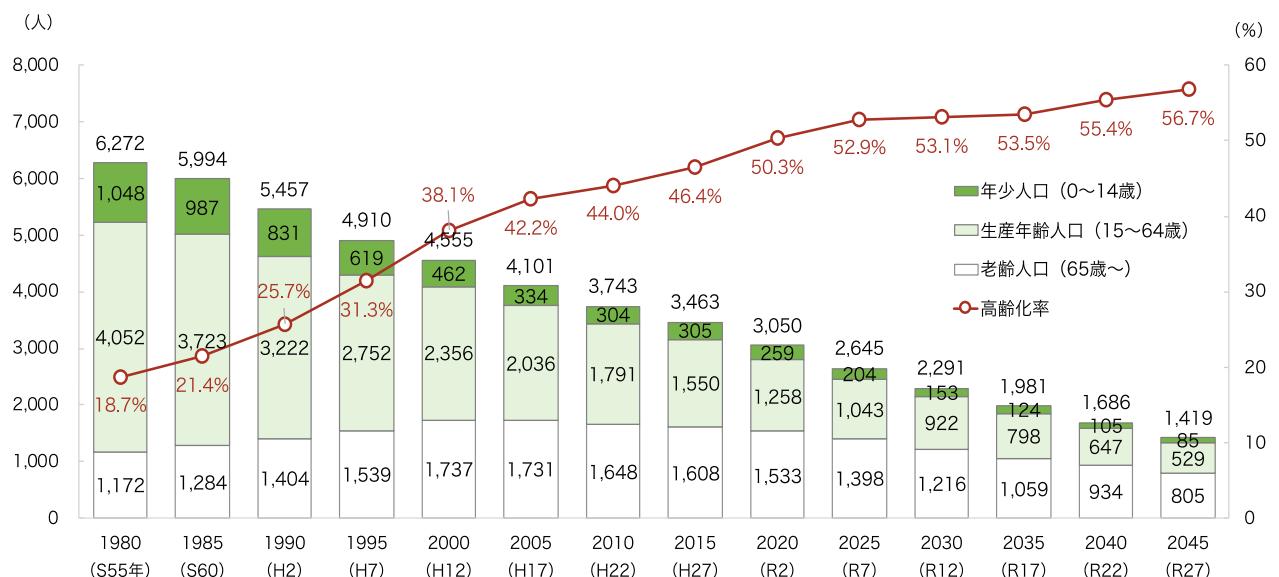
表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	人	実数	増減率	実数	人	実数	%
総 数	10,010	人	8,497	△15.1	7,409	人	6,752	△ 8.9
0歳～14歳	3,370	人	2,375	△29.5	1,621	△31.7	1,214	△25.1
15歳～64歳	5,706	人	5,154	△ 9.7	4,725	△ 8.3	4,444	△ 5.9
15～29歳(a)	1,996	人	1,514	△24.1	1,315	△13.1	1,183	△10.0
65歳以上(b)	934	人	968	3.6	1,063	9.8	1,094	2.9
(a)／総数 若年者比率	%	%	19.9	17.8	—	17.7	17.5	—
(b)／総数 高齢者比率	%	%	9.3	11.4	—	14.3	16.2	—

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,272	% △ 7.1	人 5,994	% △ 4.4	人 5,457	% △ 9.0	人 4,910	% △10.0
0歳～14歳	1,048	△13.7	987	△ 5.8	831	△15.8	619	△25.5
15歳～64歳	4,052	△ 8.8	3,723	△ 8.1	3,222	△13.5	2,752	△14.6
(15～29歳)(a)	955	△24.1	725	△24.1	583	△19.6	507	△13.0
65歳以上(b)	1,172	7.1	1,284	9.6	1,404	9.3	1,539	9.6
(a)／総数 若年者比率	% 15.2	—	% 12.1	—	% 10.7	—	% 10.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 18.7	—	% 21.4	—	% 25.7	—	% 31.3	—

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,555	% △7.2	人 4,101	% △10.0	人 3,743	% △ 8.7	人 3,463	% △ 7.5	人 3,055	% △11.8
0歳～14歳	462	△25.4	334	△27.7	304	△ 9.0	305	0.3	261	△14.5
15歳～64歳	2,356	△14.4	2,036	△13.6	1,791	△12.0	1,550	△13.5	1,271	△18.0
(15～29歳)(a)	442	△12.8	381	△13.8	269	△29.4	232	△13.8	173	△25.5
65歳以上(b)	1,737	12.9	1,731	△0.3	1,648	△4.8	1,608	△2.4	1,522	△5.4
(a)／総数 若年者比率	% 9.7	—	% 9.3	—	% 7.2	—	% 6.7	—	% 5.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 38.1	—	% 42.2	—	% 44.0	—	% 46.4	—	% 49.8	—

表1－1（2）人口の見通し



イ 産業構造と各産業別の現況と今後の動向等

本町の産業構造は、就業構造（令和2年）で見ると第一次産業が25.7%、第二次産業が18.7%、第三次産業が55.6%となっている。就業人口自体が減少傾向にあるのは、新規学卒者の労働人口の多くが町外へ流出しているためである。平成2年以前は、第一次産業の占める割合が一番高かったが、それ以降、第一次産業や第二次産業の割合が

減少し、第三次産業の割合が増加している。

第一次産業では、就業者が一貫して減少しており、後継者不足で高齢化が顕著である。農業就業者においては、第二次産業・土木建設業等への兼業が多く、第二次産業については、土木建設業、工学機械機器、プラスチック成型業、セメント製造業が主なもので、第三次産業については、サービス業、金融、卸売・小売業が主たるものとなっている。全体の就業者のうち42.1%は萩市などの町外で就業している。

今後の方向づけとして、第一次産業は、自然豊かな当町の基幹産業であり、担い手不足を解消するため、新規就業者・従事者の確保に加え、受け入れ体制や営農指導体制を充実するとともに、特色のある生産物の導入、生産基盤の整備やIoT活用による生産性の向上に努める。また、地産地消の推進や付加価値の高い6次産業を振興しながら、道の駅等消費者との交流販売や第一次産業と連携した体験プログラムの導入など生産者の所得向上を図っていく。

第二次産業については、用地を確保し、引き続き労働集約型の企業誘致に努めるとともに、地縁血縁や阿武町会などと連携した新たな企業発掘・立地を図り、雇用の場を確保しながら、既存企業に対して、事業拡大や技術継承について支援を行っていく。また、若者、女性、高齢者がいきいきと働くことができる環境づくりに取り組む必要がある。

第三次産業については、商工会と連携し、商業機能を維持するため、起業や継業等の支援をするとともに、地元生産者と連携した地域経済循環の拠点である道の駅を充実していく。また、地域資源を活用した体験プログラムなど滞在時間や地域内消費を引き延ばす滞在型観光を充実させ、人・物・お金の流れを再構築していく。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,867	人 4,350	% △10.6		人 4,184	% △ 3.8	人 3,750	% △10.4
第一次産業	%	%			%		%	
就業人口比率	61.3	58.6	—		53.3	—	44.0	—
第二次産業	%	%			%		%	
就業人口比率	16.6	16.6	—		20.0	—	26.7	—
第三次産業	%	%			%		%	
就業人口比率	22.1	24.8	—		26.7	—	29.3	—

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,610	% △ 3.7	人 3,393	% △ 6.0	人 2,997	% △11.7	人 2,814	% △ 6.1
第一次産業	%		%		%		%	
就業人口比率	41.9	—	40.2	—	36.4	—	33.7	—
第二次産業	%		%		%		%	
就業人口比率	26.0	—	26.9	—	28.4	—	27.4	—
第三次産業	%		%		%		%	
就業人口比率	32.1	—	32.9	—	35.2	—	38.9	—

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,426	% △13.8	人 2,154	% △11.2	人 1,798	% △16.5	人 1,648	% △ 8.3	人 1,519	% △7.8
第一次産業 就業人口比率	% 30.2	—	% 30.3	—	% 27.6	—	% 26.6	—	% 25.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 24.5	—	% 23.5	—	% 22.6	—	% 21.8	—	% 18.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 45.3	—	% 46.1	—	% 49.8	—	% 51.6	—	% 55.6	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

地方分権の推進や少子高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化する中で、行政運営においては、自己決定・自己責任による、個性的で魅力のある活力に満ちた地域づくりをめざして、総合的かつ計画的に地方創生に取り組んでいくことが求められている。

「第9次行政改革大綱」（令和7年3月策定）を踏まえ、時代の変化や厳しい行財政環境のもと、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、行政組織および事務事業の整理改善を行うとともに、職員の意識改革や適正な人員配置を行うなど、新たな視点に立った、行政の簡素・効率化が必要です。

また、人事評価による職員個人の目標設定、進捗管理を確認することで、職員の資質や事務能力の向上を図っていくとともにデジタル技術を活用して住民の利便性の向上を図り、時代のニーズに対応した行政サービスの向上を図っていくことも必要です。

一方で、町民の行政に対するニーズがますます多様化し、地域の自立が求められる中で、町民の知恵やアイデアを生かした、特色あるまちづくりが課題となっている。このためには町民一人ひとりが、地域は自らがつくるという認識の下に、積極的にまちづくりに参画し、その意見や知恵が行政に十分に反映されるしくみが必要である。本町では、現在、広報あぶや防災行政無線、ウェブサイト、SNSなどによる広報活動、各種計画などのアンケート調査、各種委員会や審議会への参加などにより町民からの提言や意見の把握に努めるとともに、自治会制度を設けて町民参画・町民主役のまちづくりに努めている。

また、行政サービスの財源は、主として地方交付税などにより賄われており、財政基盤は脆弱で、地方分権社会に対応した行財政運営を円滑に進めていくためには、町民の理解と協力が重要である。町民に対する行政の説明責任を果たす上でも、各事業がどのような目的で実施され、どのような成果や効果を得たかを明確にし、事業の実施状況や達成状況が分かるよう、行財政運営の「見える化」を図っていく必要がある。

イ 財政の状況

本町の普通会計の決算状況は、最近では32億円前後で推移している。

令和5年度の決算でみると、経常収支比率78.9%、実質公債費比率△0.5%と財政状況は健全な状況を維持しているものの、税収入などの自主財源の比率は32.1%と低く、一方で、地方交付税は46.8%と、依存財源の割合が高くなっています。

今後、人口減少による税収や地方交付税の減額などが予想されるほか、社会保障経費をはじめ人件費、物件費など経常的経費が年々増加傾向にあることから、厳しい財政運営を迫られることが懸念されます。

歳出では、民生費が24.9%と大きな割合を占めており、続いて総務費21.2%、農林水産業費9.2%、教育費7.7%と続いている。また、これを性質別に見ると、物件費が21.4%、普通建設事業費18.6%、人件費17.9%、補助費等10.8%の順となっている。

今後、人口減少による税収や地方交付税の減額等が予想されるほか、社会保障経費をはじめ人件費、物件費等経常的経費が年々増加傾向にあることから、厳しい財政運営を迫られることが懸念される。計画的かつ安定的な財政運営の確立を図るため、常に事務事業の見直しを行い、行政事務の改善合理化と一般行政経費の節減を積極的に推進する。

表1－2（1）財政の状況

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入総額 A	3,865,123	4,529,305	4,209,829	4,194,655
一般財源	2,743,367	2,987,064	3,217,031	3,308,278
国庫支出金	746,427	822,257	485,677	304,711
都道府県支出金	194,822	221,913	206,768	172,031
地方債	252,600	450,700	226,800	276,600
うち過疎債	245,300	442,000	134,400	214,100
その他の	72,093	47,341	73,553	133,035
歳出総額 B	3,397,210	3,808,624	3,297,368	3,218,992
義務的経費	1,033,404	1,069,560	1,102,253	1,108,117
投資的経費	716,033	770,924	491,652	614,669
うち普通建設事業	705,936	762,748	477,185	597,397
その他の	1,647,773	1,968,140	1,703,463	1,496,206
過疎対策事業費	615,650	1,051,281	369,147	503,423
歳入歳出差引額 C (A-B)	467,913	720,681	912,461	975,663
翌年度へ繰越すべき財源 D	23,374	20,697	53,599	137,972
実質収支 C-D	444,539	699,984	858,862	837,691
財政力指数	0.17	0.16	0.16	0.15
公債費負担比率	8.2	7.0	6.4	6.7
実質公債費比率	△1.1	△0.9	△0.7	△0.5
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	83.4	73.0	75.1	78.9
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	1,777,140	2,018,939	2,027,794	2,076,979

(資料：地方財政状況調)

ウ 施設整備水準の現況と今後の動向

本町における公共施設の整備の現況は、「表1－2（2）」のとおりであり、昭和45年からの過疎地域特別対策緊急措置法等に基づいて計画的に整備してきたところである。

今後は財政規律を図りつつ、自立促進に向けた事業の優先度、緊急度、投資効果等に留意して計画的な施設整備を行うものとする。

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成20年度末
市町村道					
改良率(%)	1.5	19.6	32.5	42.4	76.8
舗装率(%)	4.1	60.4	73.1	76.3	95.3
耕地1ha当たり農道延長(m)	86.9	83.9	12.1	19.2	41.6
林野1ha当たり林道延長(m)	4.9	4.1	5.4	3.5	3.5
水道普及率(%)	26.2	17.9	29.6	40.2	55.9

水洗化率 (%)	-	-	15.1	78.5	84.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0.5	0.6	3.4	3.4	-

区分	平成26年度末	令和元年度末	令和5年度末
市町村道			
改良率 (%)	75.8	76.3	80.2
舗装率 (%)	95.3	95.3	95.2
耕地1ha当たり農道延長 (m)	41.6	41.6	41.6
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.5	3.9	3.9
水道普及率 (%)	62.0	66.5	66.7
水洗化率 (%)	88.5	93.8	97.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	-	-	

(4) 地域の持続的発展の基本方針

町を取り巻く行財政環境が大きく変化する中で、本町特有の資源を更に生かし、自立促進をめざすため本計画を策定する。本計画を効果的に推進するためには、本町の「第7次阿武町総合計画」、「第3次阿武町版総合戦略」との整合性を確保しながら、山口県過疎地域持続的発展方針にある「持続的発展のための重点事項」に示す3項目を柱に、町民とともに持続的発展に向けた諸施策を展開する。

ア 本町の基本構想・基本計画

平成17年に単独町政を選択した本町は、厳しい行財政環境の中で、町の基本構想・基本計画「元気！あぶ町！5001プラン」を策定し、この計画に沿って、堅実な行財政運営と着実な事業の進捗を図ってきた。この間、平成21年度から始まった自治会制度では、自助、共助の面で住民意識の高揚と“自分たち”的まちづくりを行う基盤をつくることができた。

しかし、依然として日本全体が人口減少・過疎化が進むなか、本町においても少子高齢化が進み、さらに、異常気象による自然災害の多発、国際化、情報化の進展など社会情勢の変化が著しいなかで、価値観の多様化、自然志向など個人の豊かさの尺度も大きく変化している。

特に、地方における若者の定住対策、子育て支援対策、雇用の場の確保、高齢者福祉対策や介護支援体制の充実など「地方創生」へ向けた各種の課題への対応、また、明日を担う学校教育、生涯学習への取組、さらには、地域の歴史的、人的資源を活かした文化の創出など、複雑化していく地域課題に対応していくためには、新たな視点に立ち、より住みやすく、より豊かに、より安心に暮らせるために、あらゆる施策を積極的かつスピーディーに展開していく必要がある。

「第7次阿武町総合計画～選ばれる町をつくる～」（令和2年度～令和11年度）は、町の将来像として町民憲章で定める「夢と笑顔あふれる『豊かで住みよい文化の町』をめざし、基本理念として「選ばれる町をつくる」を、まちづくりの方向性として「持続可能な循環型社会」をめざす10年間の基本構想（未来ビジョン）と5年間の前期基本計画（未来アクション）の中長期的な視点でまちづくりの目標を定め、昨年度策定した後期基本計画を基に、その実現に向け、町民、地域、各種団体、事業者、企業、そして行政がそれぞれの責任と役割を果たし、まちづくりを行っていく指針とするものである。

また、「第3次阿武町版総合戦略～森里海と生きる町～」（令和7年度～令和11年度）については、「第7次阿武町総合計画～選ばれる町をつくる～」を上位計画として、「都市から地方への人の流れ」をつくり、地方の特徴を生かしながら持続的な社会を作るための指針であり、総合計画の各論として扱うものとする。

①阿武町町民憲章

本構想の実現にあたっては、平成8年に制定した「阿武町町民憲章」を基底としてまちづくりの基本理念、町の将来像を定める。

阿武町町民憲章

私たちは、美しい自然とあたたかい人情のまち阿武町を誇りとし、豊かで住みよい文化の町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1、恵まれた自然を生かし、快適でうるおいのある町づくりにつとめます。
- 1、郷土を愛し、心豊かで希望にみちた明日をになう人づくりにつとめます。
- 1、ふれあいを深め、健康で生きがいのある福祉の町づくりにつとめます。

②町の将来像

「夢と笑顔あふれる『豊かで住みよい文化の町』」

私たちの町に「変わらずあるもの」。それは、「美しい海や緑豊かな山々などの豊かな自然とその恵み」、「大地と共にある産業、暮らしの知恵」、「長い歴史から培われた文化遺産や伝統芸能」、「堅実で人情味あふれる町民性」である。

これら、本町の持つ特性や人、自然、文化などの資源を最大限に生かし、町民誰もが夢や希望を持ち、明るく和やかに、そして、それぞれの置かれた環境の中でいきいきと暮らしていくける町こそが本町のめざす町である。

③基本理念

奈古・福賀・宇田郷の3地区からなる本町は、森、里、海が連なる豊かな自然環境に囲まれており、基幹産業や生活は、大地の様々な恵みを享受することで成り立っている。森里海のある暮らしを未来へ承継するため、足元にある資源を磨きながら、「第1次阿武町版総合戦略～選ばれる町をつくる～」の理念を引き継ぎ、新たに本町に住みたいと希望する人はもちろんのこと、今、本町に住んでいる人も「この町で暮らせて嬉しい」「この先も住み続けたい」と実感できるまちづくりを進めていく。

④まちづくりの方向性

基本理念に基づくまちづくりの方向性は、「持続可能な循環型社会の構築」とする。

今、求められているのは、人口減少社会を前提とした町の再構築で、本町の魅力や単独町政そのものが持続的に未来へと引き継がれるために、産業や地域社会の担い手の減少に真摯に向き合い、時代に最適化した方法を積極的に取り入れていく。

イ 持続的発展の重点施策

町の将来像『夢と笑顔あふれる「豊かで住みよい文化の町」』の実現に向けて、次の7本の柱でまちづくりを進める。

①誇りと活力のある仕事づくり

令和元年を「第一次産業再生元年」として、農畜産業・水産業・林業の稼ぐ力の底上げと本町にしかない産業としての魅力化を図る。また、地域経済循環の核としての道の駅の振興や、新しく柔軟な働き方の支援、創出を行う。

②個が尊重される生活づくり

地域と専門機関の双方のネットワークを基盤として、一人ひとりに寄り添った、顔の見

える福祉を推進する。支えられるだけでなく、支える側にも回れるよう、対象者が本来持つ力を引き出す。また、様々な人の能力や個性を尊重し、活躍できる環境づくりを進める。

③人が集まるまちづくり

人・物・お金の新たな流れと循環を創り出し、町の新陳代謝を高める。地域内外の交流を促進するための移動手段を確保する。また、住み続けられる町にするための定住環境も整える。

④町の力となるひとづくり

地域の大人との関わりを深め、周辺の自然環境から体感的に学ぶ、地域全体をフィールドワークとしたひとづくりを行う。また、どの世代も生涯にわたって生きがいを持って暮らせるよう、地域活動や探究活動を支援する。

⑤未来につなぐ環境づくり

本町の誇りである豊かな自然環境を継承するため、環境に負荷がかからない生活の推進と社会基盤の整備、維持を行う。また、自然資源の利活用を進め、循環型社会を促進する。

⑥安全安心な暮らしづくり

町民誰もが、災害・事故・トラブルの被害にあわない、起こさないための対策を進める。高齢社会であることを前提とした自助・互助・共助・公助のあり方を再設計する。また、空き家対策を進め、防災、防犯対策にもつなげる。

⑦時代に応じた行財政運営

時代に柔軟に対応できる行財政の運営を行う。また、行財政の簡素化・効率化を達成し、限りある人的、金銭的資源の配分を最適化する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記の基本方針を踏まえ、本計画期間における基本目標と目標値は、第7次阿武町総合計画の重点目標をもとに下記のとおりとし、地域の持続的発展のための諸施策を展開する。

項目	基準値	目標値	目標の方向
人口 ・総人口(R7～R12) ・年少人口数(R6～R11) ・社会増減(R7～R11)	2,945人 221人 7人	2,575人 220人 5人	維持
関係人口(R5～R10)	463,867人	504,500人	増加
新たな就業(R1～R12)	32人	40人	増加
活動人口(R5～R10)	23,700人	34,800人	維持
健全財政(R6～R11) ・経常収支比率 ・実質公債費比率	78.9% △0.5%	78.0% 1.5%	維持

※総人口は山口県移動統計調査を参照

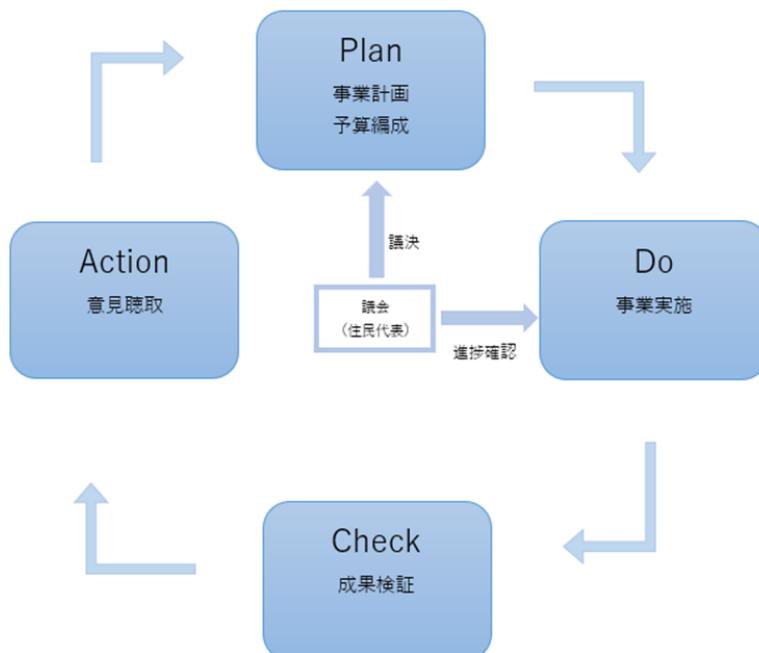
※年少人口数は山口県市町年齢別推計人口を参照

※活動人口の令和2年度は新型コロナウイルスの影響により例年より減少

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくために、定期的に計画の進捗状況を把握し、目標の達成状況など成果を検証した上で、事業改善を図るP D C Aサイクルにより、毎年度ローリング（見直し）を行い、総合的な進行管理を行う。

このため、各所属において事業の成果検証を実施し、関係団体長、学識経験者や住民代表など外部団体からなる「住みよいふるさとづくり計画審議会」を活用し、今後の施策展開についての意見聴取を行うとともに、各種事業計画の立案、実施にあたっては、広聴活動や関係者、関係団体との協議を綿密に行い、真に住民に求められる事業を重点的に実施する。



(7) 計画期間

計画の期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

地方公会計における固定資産台帳を基に将来の施設整備費について推計し、財政シミュレーションを行った場合、持続可能で健全な維持管理を実現するためには、2017年度から2048年度の30年の計画期間において、施設整備費を約119億円縮減することが必要となっている。

本町では、これを実現しながら適切な公共施設サービスを提供し続けていくために、公共施設等の管理に関する基本方針を定め、それに基づく公共施設の安全性の確保や適正配置の検討による公共施設等のマネジメントを行い、施設の長寿命化並びに施設機能の統廃合や集約化、公民連携、近隣市町村との公共施設の相互利用等についても検討したうえで、住民ニーズに対応した効率的、効果的な管理の実現をめざしていく。

本計画は、この公共施設等総合管理計画の基本的な考え方との整合を図りつつ、対策を推進していく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 定住

① 急がれる住まいと仕事の整備

本町は、平成19年に空き家バンク制度を開設するなど、早期から定住対策に着手しているほか、令和7年3月末現在の町内の町営住宅は143戸（公営住宅74戸、特別公共賃貸住宅30戸、一般住宅39戸）が整備済みで、さらに平成26年から、新たに29区画分の分譲宅地を整備、既に完売しています。その効果として、転入者数と転出者数の差である「社会増減」がプラスに転じている一方で、出生数を死亡者数が上回る「自然減少」が加速度的に生じていることから、総人口は急速に減少しています。

現在、新たな分譲宅地の整備が始まっていますが、今後も両輪となる仕事の創出と合わせ、さらなる定住促進対策が急がれます。

② 対象に応じた住宅の供給

本町への転入・転出の状況を年齢別にまとめ、過去10年間分の傾向を見ると、20代に差し掛かるタイミングで流出（町外へ進学・就職など）、30代後半～40代前半にかけて流入（町への就職・結婚など）、50～60代前半にかけての流入（帰郷など）が特徴として挙げられます。

このような傾向を捉えながら、対象に応じた住宅の供給が求められており、特に、若者世代や単身者向けの住宅供給が遅れていることから、対応が急務となっています。

また、地区ごとに農業や漁業への就業にも対応できるような立地や住宅構造に配慮が必要です。

③メリハリのある空き家流通

可住地面積が少ない本町の住宅施策は、空き家の流通量を上げることが重要となっています。最近では、空き家の改修による居住や利活用が一般的になってきており、本町でも近年多くの空き家改修による居住事例が生まれています。

今後もこの流れを維持・継続するために、早めの利活用や危険空き家の除去など、メリハリのある空き家流通を実現することが重要となります。

④住み替え需要への対応

本町に住む子育て世帯を中心に、町内での住宅の住み替えを検討する際に、ニーズに合う住宅が見つかりにくいという声が上がっています。中には、転出を選択せざるを得なかった例も生じていたことから、移住希望者のみならず、町在住者に対する住み替え支援、積極的な情報提供を図る必要があります。

⑤定住施策の見直し・魅力化

行政における定住施策は、住宅供給以外にも、子育て支援、仕事創出、コミュニティの活性化、地域福祉・地域医療の促進など、多方面、多世代に対して行っていますが、それぞれの分野で個別に情報発信されている状態です。

情報の受け手に対して本町の魅力を一体的に伝えるためにも、分野横断的な定住促進と情報発信が求められます。

また、今後は総人口がますます減少するため、個別の自治体での定住促進策の限界を迎ることが予想されます。限られた人材を奪い合うのではなく、近隣自治体と連携し、圏域での定住の魅力化を図る必要があります。

⑥この地に暮らすイメージづくり

中・高校生へのアンケートでは、多くの学生が一度は町外で暮らしてみたいものの、地元に対して住み心地の良さを感じています。

中高生に対するふるさと教育も長期的な定住施策であると捉え、ひとづくりとまちづくり

りを連動させながら施策を展開することが重要となっています。

イ 交流

①関係人口・交流人口の創出

人の流動性が高まる中、人とまちとの関わり方も多様化しています。従来の「定住人口」に加えて、観光などでそのまちを訪れる「交流人口」、まちと何らかの接点もしくはルーツを持って行き来する「関係人口」などの関わり方があります。

特に関係人口は、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に位置づけられるなど、地域における新たな役割が期待されています。

③ 関係人口の拡大

本町では、農繁期の労働力を確保する 1/4works 援農プロジェクト*に参加された援農者が再度プロジェクトに参加されたり、本町の魅力を発信してくれるなど、関係人口が増えています。また、道の駅の隣に令和4年に ABU キャンプフィールドを整備し、その利用客が一定数リピーターとなり、町内での新たな交流も芽生えています。今後も、その受け入れ体制づくりなどを共通の知見として、町外との交流を促進していくことが必要です。

また、これまで本町を町外から支えてきた「サポート町民*」の皆さんも大切な関係人口であると捉え、そのネットワークを拡げていくことも重要です。

③町内の様々な交流

町内には、既存の地域活動に加え、町内外の多世代の人たちが定期的に集い、実験的な取り組みを仕掛ける「21世紀の暮らし方研究所」や、子どもたちが保護者とともに、町内の人を先生にした探求活動を行う「こどもららぼ」など、新たな交流や社会教育の形も生まれています。

従来育んできた、集落ごと、地区ごとといった「ヨコ」の交流と、世代を越えた「タテ」の交流に加え、本町に住む子どもたちにとっての地域の大人といった「ナナメ」の交流の促進も求められます。

④交流からの展開

交流自体を目的とするのではなく、交流を手段やきっかけとして、町全体の活動量を増やし、定住促進や産業振興ほか各種施策に結びつけていきます。

また、本町に関わる人の数にだけとらわれるのでなく、関係性の質も大切にし、関わる人や本町にとって意義のある関係性を築くことに留意します。

(2) その対策

ア 定 住

① 定住支援の促進

U・J・I ターンを促進するため、就業支援、住宅の新築や空き家の改修など定住促進のための支援制度の一層の充実を図りつつ、さらに、若者の定住を促進するための家賃や保育料、医療費の負担軽減や子育て支援対策を実施し、魅力あるまちづくりを進める。

また、まちの元気や賑わいを発信するとともに、基幹産業である第一次産業のしごと紹介や起業家支援、企業誘致などによる新たな就業の場づくりを進めつつ、空き家バンク制度の活用、移住・就業フェアの開催、暮らし体験など、あらゆるチャネルを通して、阿武町への移住を促進する。

イ 交 流

① 関係人口・交流人口の創出

人の流動性が高まる中、人とまちとの関わり方も多様化しています。従来の「定住人口」に加えて、観光などでそのまちを訪れる「交流人口」、まちと何らかの接点もしくはルーツを持って行き来する「関係人口」などの関わり方があります（P92資料69）。特に関係人口は、

国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略*」の中に位置づけられるなど、地域における新たな役割が期待されています。

② 関係人口の拡大

本町では、農繁期の労働力を確保する1/4works 援農プロジェクトに参加された援農者が再度プロジェクトに参加されたり、本町の魅力を発信してくれるなど、関係人口が増えています。

また、道の駅の隣に2022年（令和4年）にABUキャンプフィールドを整備し、その利用客が一定数リピーターとなり、町内での新たな交流も芽生えています。今後も、その受け入れ体制づくりなどを共通の知見として、町外との交流を促進していくことが必要です。

また、これまで本町を町外から支えてきた「サポート町民」の皆さんも大切な関係人口であると捉え、そのネットワークを拡げていくことも重要です。

③ 町内の様々な交流

町内には、既存の地域活動に加え、町内外の多世代の人たちが定期的に集い、実験的な取り組みを仕掛ける「21世紀の暮らし方研究所」や、子どもたちが保護者とともに、町内の人を先生にした探求活動を行う「こどもらぼ」など、新たな交流や社会教育の形も生まれています。

従来育んできた、集落ごと、地区ごとといった「ヨコ」の交流と、世代を越えた「タテ」の交流に加え、本町に住む子どもたちにとっての地域の大とての大人といった「ナナメ」の交流の促進も求められます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	まち・ひと・しごと創生特別事業	阿武町	
		定住奨励金等交付事業	阿武町	
		空き家バンク事業	阿武町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

お試し住宅については、町外からの移住者増加に寄与する施設として必要な補修、改修を行いながら維持する。

移住・定住・地域間交流、人材育成の促進においても、この公共施設等総合管理計画にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図りつつ、対策を推進していく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

①農業への関わり方の変化

町内の総農家数は急激な減少傾向にあり、特に専業農家は平成2年をピークに減少に転じている。農家数の内訳を見ると、自給的農家数の割合が平成7年の11%から平成27年には56%と急激に増加している。

また、販売農家における農業就業者も大きく減少し、特に女性就業者数の大幅な減少が目立つ。これは、家族経営が主流であった農村社会を下支えしてきた女性の社会進出が進んだことが影響していると考えられ、平成22年には男性農業就業者数を下回りはじめている。

②農業者の高齢化

農業就業者の平均年齢は、令和2年現在68.3歳で、65歳以上の割合は全体の7割を超えており。生産現場では、繁忙期における負担、生産拡大への躊躇、後継者不在の声が高まっており、今後、離農や耕作放棄地の増加が懸念される。スマート農業の推進などによる農業の省力化、効率化を図るなどの対策も急がれる。

③新規農業就業者・後継者不足

新規農業就業者は、令和2年から令和6年の間に6人で、就農者が0人の年も発生している。現在、町内には9つの農事組合法人が設立され、効率的な農業経営と農地の保全、新規農業就業者の確保に取り組んでいる。今後も新規農業就業者に対する間口を広げつつ、特に、就農初期に対する各種支援を実施していくことが重要である。

④農業産出額の増加および出荷先の変化

農業総産出額は、近年は増加傾向にあり、令和4年の農業総産出額は9億2千万円となり、平成30年に比べ18.5%の増加となっている。その内訳としては、野菜の1億7千万円増に次いで、果実が9千万円増となっている。

農産物の出荷先は、農協が大半を占めているが、減少傾向になっている。一方で「消費者に直接販売」が平成27年の11.1%から令和2年には22%、「その他」が平成27年の3.9%から令和2年には8%と増えてきている。これは、生産者が所得を向上させるため自ら販路を確保するなど流通形態が変化している影響であると考えられる。

⑤耕作放棄地

近年は、町全体で経営耕地面積や農家数が年々減少し、土地持ち非農家が増加傾向にある。今後も耕作放棄地や遊休農地が増えることが予想される。

また、農地の所有者が世代を経て、土地持ち非農家が町外に在住している割合も増えており、遊休農地が適正に管理されず、耕作放棄地になっていくことも想定される。

⑥ほ場の整備状況

町全体の要整備ほ場については、概ね完了しているが、新たに、生産量県内一を誇るキウイフルーツのさらなる生産拡大に向けて、奈古地区の水田4haをキウイモデル圃地として整備が進められている。整備後は、特産品として最盛期の約20%にまで落ち込んだ生産量の復活が期待されている。

⑦減少する畜産農家

畜産農家数は、高齢化等により年々減少し、平成2年の61戸から令和6年には5戸となっている。さらに、世界的な異常気象や情勢不安、円安などによる飼料価格の高騰は、畜産経営をより厳しいものとしている。

今後、畜産業の維持、継続を図るためにには、自給飼料の増産や町営の西台放牧場の積極的な活用などにより、畜産経営の低コスト化を図る必要がある。

また、長年生産振興を続けている無角和種に関しては、受精卵移植や繁殖雌牛留保による増頭、適切な価格での販路開拓を実施し、持続可能な生産流通体制を構築することが求められている。

イ 林 業

①特徴

本町の総森林面積は、9, 769haとなっており、そのうち11%の1, 105haが国有林、17%の1, 691haが町有林、8%の738haが公社造林、64%の6, 208haが民有林となっている。

また、国有林を除く森林面積は8, 661haとなっており、そのうち約4割が人工林で、約5割が天然林となっている。林野率は、県内で最も高い84%で、比較的なだらかな勾配で伐期を迎えている山々が多いことが特徴である。

②林内作業道の開設と搬出実績

平成28年以降、林内作業道の開設が進んでおり、令和3年時点で総延長が4.1kmとなっている。あわせて、県の認定事業者による皆伐や、作業道延伸に伴う搬出間伐の実施により、素材生産量が増加しており、直近3年間は20, 000m³を超える量で推移している。

③林業経営の効率化・適正化と生産性向上の必要性

経営管理が行われていない森林については、森林經營管理制度の導入により、町が森林所有者の委託を受け、經營管理を行い、意欲と能力のある林業經營者に再委託することによる、林業經營の効率化と森林の管理の適正化が必要である。

また、やまぐち森林づくり県民税、森林環境譲与税等を効果的に利用し、今後も計画的な造成整備や団地化、路網（作業道）等の基盤整備、高性能機械等の導入による搬出作業の効率化、生産性の向上が必要である。

④森林資源の活用の低迷

本町では、平成8年より全国に先駆けて間伐材魚礁に着手、また、平成20年にバイオマスタウン構想を立て、公的施設である道の駅に民間のバイオマスエネルギーを供給する国内でも珍しい取組を行うなど、積極的に森林資源の活用を図ってきた。一方で、従来は農家が冬の仕事として山の手入れをし、薪の搬出・流通を行うなど、生活面に密接した山の利活用を行っていたが、近年は低迷している。

⑤新たな林業への取組と担い手確保

林業も他の第一次産業と同様に、従事者の高齢化と担い手不足に直面しており、平成22年から平成27年の5年間で、經營体数は56から21と3分の1に減少、平成17年から令和2年の17年の間で、經營体数は約3分の1まで減少している。特に、林業は、重大事故が起こる確率が第一次産業の中で最も高いことから、担い手確保に一段と高いハードルがある。

また、従事者数の大幅な減少は、本町の林業総収入の大幅減として現れており、林業の縮小傾向に対する対策が急がれる。これに対し、本町で新たに推進している自伐型林業は、50年で皆伐、再造林を行う現行林業と比べて小規模で長期にわたる多間伐施業で材積を高めていくことから、低コストで長い期間林業に従事できること、新規参入の間口が広がることから、全国的にも注目されている。

⑥特用林産物

特用林産物として、本町では生しいたけ、乾燥しいたけ、なめこ、たけのこ、わさび、くり、木炭などが生産されていたが、生しいたけ、乾燥しいたけを残し、ほとんどが生産されなくなった。里山を維持するためにも、林産物の生産は可能な限りの継続が望まれることから、現在の生産者への支援や担い手の確保が必要である。

ウ 水産業

① 漁業経営体・就業者数の減少・漁師の高齢化

29年の漁業経営体数は69（団体4、個人65）で、就業者数は100人を割り込む98人となった。令和6年現在、漁業者数全体における65歳以上の割合は8割を占めている。特に、家族経営による世代交代を主としていた現在の60～80代に対し、40代より若い世代に対する世代交代や新規就漁が進んでいないことが高齢化を引き上げる一因となっていると考えられる。平成27年に尾無定置網組合の株式会社化が進んだことで就業者数の確保も進んでいるが、今後、最も多くの数を占める81歳以上の層が引退時期を迎えることで、漁業者数の著しい減少が想定される。

② 漁獲量の低迷

漁獲量は、昭和59年から平成15年までは年平均7%ずつ減少、平成18年度では422tとやや回復したものの、かつてのような漁獲量を得ることはできていない。漁業経営体そのものが大きく減少していることに加え、温暖化や燃料の高騰など外的な要因も加わることで、水産業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

近年、水揚量は若干持ち直しつつあるものの魚価の低迷により、海面漁獲物等販売金額の総額は、平成20年は6億50万円であったのに対し、令和4年は1億7,600万円で年々減少傾向にある。

③魚離れ

水揚げされた魚は漁港から県漁協萩地方卸売市場へ出荷されるほか、道の駅阿武町などに直送され、消費者に届けられている。道の駅は連日、開店前から新鮮な魚を買い求める人々で長蛇の列ができている。

一方で、一般的には魚離れが進んでおり、阿武町の家庭も例外ではない。給食食材の地産地消を進める本町においても、現在の流通、加工の体制では魚を給食食材として取り扱うことが難しく、本町で育つ園児、児童生徒が地元の魚を食べる機会を十分に提供できない。

エ 商工業

①商店の減少

本町の商業は、平成28年現在、商店数は47で減少傾向、従業者数は199人で、道の駅リニューアルなどの影響もあり、平成24年から平成25年にかけて約50人増加し、その後は、その水準を維持しているが、規模は零細で、小売業の総販売額も年々減少の傾向にある。

また、商店主の高齢化や跡継ぎが不在という理由から、閉店、廃業を選択する店が増えており、一業種一店舗であることが常態化している。

②一層増す地域経済循環の拠点としての道の駅の存在感

平成26年のリニューアル後、道の駅の集客数は、一定数を維持し続け、地元品の取り扱いは68%を占め、売り上げは、平成30年で4億3千万円超とリニューアル前の2倍以上となっており、地域経済循環の拠点としての存在感を増している。

今後は取り扱い商品の高付加価値化、施設の買い物しやすさの向上、商品PR技術の向上、支払いの利便性向上等に積極的に取り組み、その波及効果を町内全域へと広げることが必要である。

③買い物客の高齢化に伴うニーズへの対応

高齢化が進む本町では、「移動が困難」、「重たいものを持つことができない」、「認知症等により支払いが不安」など、買い物に対して様々な困難を抱える町民が増えている。このような顧客の変化に柔軟かつ多角的に対応することが、今後の商業全般に求められている。

④新たな雇用の場

本町の工業は、平成27年現在、従業員4人以上の事業所数が8、従業員数は304人、純生産額は20億5千万円で、町内の貴重な雇用の受け皿になっている。令和2年3月には、地元企業が工業用ロボットの部品製造を行う新工場を建設し、新たな雇用の場を創出している。

今後も、既存企業に対する支援を行うとともに萩・石見空港の利用や、山陰自動車道等、高速交通網の整備をにらみ、サポート町民の組織化による阿武町会と連携した新たな企業発掘・立地を図り、雇用の場を確保することが課題である。

⑤建設業における技術継承

町の社会基盤の整備や維持管理、住宅の建築やメンテナンスを支える建設業においても高齢化に伴い、熟練した職人の引退が進んでいる。技術革新が進み、施工管理における技術共有や高度化が図られてきているとは言え、本町の地理に精通している技師が持つ知識と情報、技術はあらゆる現場における支えとなっていることから、次世代の新規採用と世代間の情報と技術継承が急がれる。

才 観 光

①新たな観光需要の高まり

「団体旅行」から「個人旅行」へ、複数の観光地を巡る「周遊型観光」から一箇所で静養・体験を楽しむ「滞在型観光」へ、都市部の観光ニーズをもとに開発される「発地型観光」から受け入れ地域が独自に開発する「着地型観光」へと、観光スタイルは大きく変遷している。さらに訪日外国人旅行者によるインバウンド観光など、新たな需要も生まれている。各地区に農山漁村地域ならではの自然、文化、交流等が残る本町においても、これらの需要への期待が高まっている。

②観光の受け皿づくり

本町には、早くからグリーン・ツーリズムに取り組んできた経緯から、自然体験の提供方法や農林漁家民宿等で受け入れに関する経験が蓄積されている。さらに、海や山でのアクティビティを提供する法人や町民が個々に存在していること、新たな宿泊先としてゲストハウスの開業が相次いだこと、集客や情報発信機能の核としての道の駅が存在していることなど、滞在型観光を構築する上での諸条件が揃っている。

今後は、これらの関係者とともに、本町ならではの観光のあり方を検討・実践していくことが期待されている。

③持続可能な観光の実現

観光を本町に根付かせる上では、一過性の流行に流されることのない、本町の暮らしにあった持続的な観光の形を模索する必要がある。受け入れ側に極力負荷のかからない形をめざすためにも、観光客自らが能動的に本町での滞在を楽しむ仕組み・仕掛けづくりが必要である。観光客数の増減のみに着目するのではなく、滞在時間の長さ、滞在中の消費額、本町の楽しみ方の種類などといった点にも着目しながら、町内のあらゆる資源の価値を磨き、何度も訪れたくなる観光開発が求められている。

④人・物・お金の流れの再構築

本町には、長い時間をかけて楽しむ観光資源が決して多いとは言えず、長期時間滞在や宿泊に対する動機が働きにくいこと、さらに、道の駅阿武町には一定数の観光客が立ち寄るもの、そこから町内への動線に繋がりにくいことが従来からの課題であった。本町の玄関口としての道の駅からの、人の流れ、物の流れ、お金の流れの再構築が必要である。

⑤町民が楽しむ観光

観光は、町外の人にとってのものだけではなく、町民にとっても自らの町の交流や食、アクティビティなどを楽しむことができる。中でも、平成30年に萩ジオパークに認定されたことで、大地が作り出す地形や食の恵み、産業の豊かさが再注目されている。

(2) その対策

ア 農 業

①時代に応じた農業の実践

人口減少による労働力不足を補うため、農繁期における援農、障害者雇用の農福連携や阿武町版仕事バンクを推進するとともに、IoT技術が進展していく中でスマート農業の導入や、農繁期に労働力を受け入れるための空き家等を活用した宿泊拠点の整備、農地保全・耕作放棄防止のための集落営農・法人組織等の支援など時代を見据えた農業を推進していく。

②担い手の確保・育成

農業従事者の減少、高齢化の進展による労働力不足に対応するため、新規農業就業者を確保するとともに、個人農業の継業支援、生産活動や地域活動に取り組む担い手の育成が必要である。

今後は、地域の子どもの生産現場体験や農業体験の実施、女性農業者の活動支援、農業支援員の雇用、地元の高等学校や県立農業大学校との連携を緊密にし、受け入れ体制や営農指導体制の充実を図り、将来の阿武町の農業を託す担い手の育成に努めつつ、U・J・Iターン等による新規農業就業者については、就農時の不安定な生活基盤をサポートするため、国・県の事業制度及び町単独の農事組合法人後継者育成事業を活用しながら新規就農者の確保対策を積極的に推進する。

また、地域農業を維持・発展させるためには、集団化、組織化による地域特性を生かした効率的な農業を行う必要があり、本町では、農業生産法人が8団体設立されている。担い手を確保・育成するため、魅力的で持続可能な生産組織として、農業法人の在り方も今後検討していく。

③農畜産物の生産振興

農業生産については生産性の向上と、環境への負荷の軽減に配慮した循環型農業を推進するとともに、主要生産物の生産拡大、食品安全・労働安全・環境保全など持続可能な農場経営に取り組むため、JGAP認証取得を推進し、产地の維持及び育成に努める。

また、畜産については、町営の西台放牧場を活用し、無角和種振興公社の繁殖雌牛などの繁殖率向上やコスト低減を図るとともに、耕作放棄地を活用した「山口型放牧」を町内で推進することで、耕作放棄地の解消に努める。

④生産基盤の整備・維持管理

ほ場整備については概ね完了しているが、地域の魅力的な特産を安定的に栽培するため、耕作放棄地となっている農地をほ場整備しつつ、集積・集約化することで生産基盤の強化を図る。また、農業従事者の減少、高齢化の進展による労働力不足、負担軽減を図るため、多面的機能支払や中山間地域等直接支払を活用した農地の維持・保全活動や、畦畔管理省力化事業も推進していく。

そのほか、水路、農道、頭首工などの農業用施設も老朽化が進行していることから、土地改良区を中心とし、維持補修対策を計画的に推進していく必要がある。

また、老朽化したため池や防災重点農業用ため池の改修も計画的に推進していく必要がある。

⑤農畜産物のブランド化および販路拡大

農産物の付加価値を高め、魅力ある新商品の開発や新たな販路開拓を進めるため、「やまぐち6次産業化・農商工連携推進協議会」や地域における加工グループ、福祉等と連携しつつ、6次産業化を推進し、農業従事者の収入の底上げ、安定化を図る。

また、「道の駅阿武町」を拠点とし、地産地消はもとより、安全安心な農産物等を全国へ向け発信することで販路拡大を積極的に展開しつつ、特産品の産地を維持する観点から、起業家や加工グループへの支援による新たな特産加工品の開発や生産体制の確立、メディアやSNS等を利用したPR活動を積極的に展開する。

さらに、希少性の高い無角和種のブランド化やGI取得、また、かつての地元産品の復刻・普及も推進していく。

⑥有害鳥獣被害対策の促進

近年、猿・猪等の有害鳥獣による食害を中心とした農産物被害が深刻であり、農業者の生産意欲の後退、農畜産物の出荷量の減少につながっていることから、町、獣友会、自治会や関係機関が一体となって、防御・捕獲等の有害鳥獣対策を総合的に推進し、被害軽減に積極的に取り組む。

イ 林 業

①担い手の確保・育成

森林管理に意欲的な森林所有者を育成するため、林業研究グループ等への参加を促進し、研究活動や林業技術の導入と普及について積極的な支援を行う。

また、林業への新規参入の間口を広げるため、新たな受け皿として、低コストで長い期間林業に従事できる自伐型林業を推進していくとともに、その担い手として、林業支援員を雇用、育成していく。

さらに、林業経営の合理化及び近代化を図るため、森林施業の計画化、集団化及び高性能林業機械の導入や、作業、搬出の効率化を促進し、民間事業者との技術提携や活用の促進等により林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進していく。

②生産基盤の整備・維持管理

林内作業道開設等の支援を充実し、条件がよく将来的に採算が期待される森林は、森林資源の循環利用のため、適切な森林施業を行うとともに、適正品種の導入や優良材生産に向けての集約林業を普及していく。併せて、林産物の搬出の効率化と生産性の向上を図るために、施業の団地化や林道、作業道などの整備を推進する。

また、森林の適切な維持管理のため、森林バンク開設に向けた調査を実施しつつ、マッチングシステムを構築していく。

③木材利用の促進

造林技術の向上による優良材の生産振興を図るとともに、間伐材、小径木等の利用を促進し、搬出間伐の推進や間伐材魚礁など木材の有効活用を促進しつつ、農家等の冬の仕事を創出するため、薪の流通を促進していく。

さらに、公共施設等への地元産材の利用など地産地消を促進するとともに、バイオマスへの利活用を推進する。併せて、流通体制・システムを見直し、その合理化を図る。

④多様な森林づくり

国土の保全、水源のかん養、生物の多様性など、森林の持つ多面的機能を増進するために、長伐期施業の推進や、条件不利地では、自然に管理できる広葉樹と針葉樹の混交林への転換を推進する。

また、高い公益的機能を期待する森林については、計画的な保安林指定、公的機関による森林整備や管理保全を推進するとともに、山地災害の防止、水源かん養、集落及び生活環境保全のための予防治山の推進に努める。

森林環境譲与税を活用した保育、間伐等の適正な森林施業により、森林資源の保護充実に努める。更に、地域住民が協働し参画して、里山の整備や保育、荒れた林分の最緑地化などの森林づくりを促す。

⑤森林資源を活かした交流の促進

森林の多面的機能や木材資源の循環利用への理解を深めるため、林業振興会等と連携し、間伐作業などの林業体験学習や緑の少年隊の活動を推進していく。

また、都市住民と地元住民が、山林の利用、保全活動、森林を活用した体験プログラムを通じた交流などを進め、里山の整備と農山村を支える新しい取組を推進する。

⑥林産物の生産振興

しいたけ、なめこ、たけのこなどの特用林産物は、生産の増大と品質の向上を図り、しいたけについては生産組合の育成を図るとともに、地場企業とタイアップして間伐材などを利用した製品の開発など6次産業化への取組として、新たに特用林産物の加工開発を進める。

また、木工細工や竹細工などについては、伝統技術が伝承できるよう後継者育成に努める。

ウ 水産業

①担い手の確保・育成

漁業の新たな担い手を確保するため、漁協や漁業者のグループを主体とした新規漁業就業者の受け入れ体制を整備するとともに、国や県のニューフィッシャー支援制度を活用し、担い手の確保や育成に向けての体制の整備を図りつつ、就漁者の形態に応じ、住宅の確保を支援していく。

また、水産大学校等に在学する学生等への地元就業への働きかけを行うなど、新規就漁者の育成、拡大に努めつつ、地域住民の漁業に対する理解を深めるため、教育機関等と連携を強化し、イベントや体験活動、更には、地元産の魚介類を活用した食育等の推進を図る。

②つくり育てる漁業の振興

獲る漁業からつくり育てる漁業・資源管理型漁業へ転換するため、アワビの種苗生産、キジハタの放流をはじめ、磯根資源や魚類の計画的な種苗の確保、中間育成及び放流を支援する。

また、種苗生産施設、中間育成施設等の機能維持を支援し、放流漁場としての環境機能保全施設等により、栽培漁業の定着化を図りつつ、養殖業の振興、拡充を図るため、品質向上や新しい養殖魚種の開発を支援する。

③生産基盤の整備・維持管理

安全で効率的な漁業生産を推進するため、魚礁の設置や藻場の保全等のほか、漁港施設の長寿命化に向けた適切な維持管理、泊地の定期的な浚渫、漁価の安定、向上につながる技術の情報提供や鮮魚加工施設の整備を支援していく。

また、日本海海域の重要な漁場における資源確保のための漁獲規制の強化について、漁業者と一体となって関係機関へ働きかける。

④水産物のブランド化及び販路拡大

多獲性魚や未利用の漁業資源については、特産品開発など有効利用や高付加価値化を推進するため、加工品の開発・製造、加工技術の向上に向けた取組等を支援する。

また、神経締めなど魚の取り扱いの改善による品質向上や阿武町産の魚種のブランド化を積極的に推進し、新たな販路の開拓など流通体制の支援をすることで魚価の安定と向上を図る。

さらに、賑わいのある漁村づくりを推進するため、地元獲れの魚を食べることができる場所の整備を支援し、地元業者との合意形成を図りながら、漁船クルーズや海士体験などの体験型漁業、シーカヤックやSUPなどの海を使った体験を推進しながら漁業従事者の収入の底上げ・安定化を図っていく。

エ 商工業

①道の駅を核とした地域内経済循環の実現

町内生産物の大きな市場である道の駅直売所の施設機能を強化しつつ、観光客による消費だけでなく、町内で生産されたものが、道の駅を通じて、町内の人で消費される地域内循環を推進する。

また、「道の駅」や生産者と連携した多彩な販促イベントや交流イベント、ふるさと寄附やネット販売など新たな顧客層の開拓を促進するとともに、情報発信やイベント等により一次産品の付加価値を高める。

②商業の利便性向上・魅力化

国の中小企業・小規模事業者施策の動向を注視しつつ、補助事業を活用しながら商工会等関係機関と連携して、キャッシュレス化など買い物客の利便性の向上を促進し、6次化商品や加工品の開発を支援し、風情を活かした質の高い商品やサービスを提供する魅力的な商店づくりを支援する。

また、町や関係機関が連携し、買い物弱者対策として、地元商店や道の駅における買い物代行や移動販売サービスを展開し、町内での消費拡大に努める。

③地元企業の経営支援・強化

商工会を育成して指導体制を強化し、経営指導や研修等の充実により若手後継者の育成や人材確保を図るとともに、SNS等を活用した情報の収集、情報の提供に努める。

また、各種制度を活用した金融支援を行い、経営体质・基盤の強化を促進するとともに、域内調達を推進することで、地元企業の経営を支援していく。

④企業誘致の推進

自然環境の保全、公害の防止等に配慮しながら、企業誘致のための工業用地の整備や確保等を計画的に進めるとともに、企業が進出しやすくなるよう企業誘致優遇制度の創設や高速ブロードバンドや5G（第五世代移動通信システム）に対応した通信環境の整備、携帯電話の不感地域の解消を推進していく。

また、地縁・血縁等本町出身者と連携した企業誘致体制を強化し、地元企業に就職しやすく若者の定住をめざした単身世帯向け住宅の整備も推進していく。

さらに、企業誘致にあたっては、農林水産物等の地場資源を有効活用し、地域経済が活性化する農商工連携も推進していく。

⑤多様な働き方の推進・支援

田園回帰の流れの中で、新たな働き方を求め、町内でチャレンジしようとする者に対し、起業における初期投資の負担軽減の支援を行い、多様な起業を促すとともに、本町産業の振興及び活性化、雇用の促進を図る。

才 観 光

①道の駅を核としたまちの縁側機能づくり

道の駅のインフォメーション機能の強化を図るとともに、道の駅を町の玄関口とし、観光や体験、交流、滞在など人の往来のハブとして、より町に触れる機会を高めるまちの縁側機能を持たすため、A B U キャンプフィールドやビジターセンターなど滞在型交流拠点の整備を行う。

また、まちの縁側機能としては、単に道の駅や滞在型交流拠点だけでの観光、体験、交流や滞在ではなく、町内各地への人の流れを創るネットワーク化も図っていきつつ、各地区の拠点整備も支援していく。

②滞在と周遊の仕掛け・受け皿づくり

まちの縁側機能を充実するためには、観光協力体制の構築が必要であるため、阿武町版DMOを組織し、滞在や周遊の仕掛けとしての体験プログラムの開発や運営を行っていく。

また、体験を受け入れる人材の育成も行っていく。

③地元食材の提供場所の充実

まちをより知ってもらうための仕掛けとして、地域ならでの豊かな自然からとれる新鮮な食材を提供する場所や機会を充実し、人の流れをつくるフードツーリズムを推進するため、地元食材を食べることのできる農林漁家民宿や飲食店の開業を支援する。

また、イベントや料理教室で地元食材を味わえる場所も整備する。

④新たな観光資源の開発・充実

人の流れを創出するため、新たな観光資源として、ジオサイトの有効活用や暮らしの体験プログラムの開発、インバウンド観光を推進しつつ、遠岳キャンプ場や清ヶ浜などの既存の観光施設や案内看板の高質化など観光の充実を図っていく。

また、観光拠点の整備や体験型農業や漁業などツーリズムも推進し、まちの魅力を高めていく。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1)基盤整備	農 業	県営農村災害対策整備事業負担金	山口県	
			県営農業競争力強化農地整備事業負担金	山口県	
			県営農地耕作条件改善事業負担金	山口県	
			農業生産力等機能強化対策事業 キウイフルーツモデル団地の整備	山口県	
			農地中間管理機構関連農地整備事業 ほ場整備	山口県	
			農業水路等長寿命化・防災減災事業	土地改良区	
	水産業	単県農山漁村魚礁整備事業		阿武町	
			漁港施設補修事業 奈古漁港、宇田郷漁港	阿武町	

			水産物供給基盤機能保全事業補助金 萩地方卸売市場	山口県漁協	
			水産基盤整備事業(漁場整備)負担金 外海地区水産環境整備	阿武町	
	林業		小規模林内作業道開設事業	阿武町	
(3)経営近代化施設整備	農業		農業経営体質強化事業補助金 當農機械購入補助	集落営農組織等	
			スマート農業推進事業	農事組合法人	
(4)地場産業の振興	流通販売施設		農福連携推進事業補助金	農事組合法人	
			キウイフルーツ選果・貯蔵施設整備事業	農事組合法人	
			加工流通施設整備事業 鮮魚加工施設整備支援	漁業法人 阿武町	
(5)企業誘致			企業誘致推進事業 工場用地の造成	阿武町	
(7)商業	共同利用施設		奈古中央通り商店街再生事業	阿武町	
	その他		道の駅施設改修等事業	阿武町	
(9)観光又はレクリエーション施設			イラオ山山頂公園整備事業	阿武町	
			観光施設整備事業 道の駅下人工海浜整備	阿武町	
			まちの縁側拠点整備事業	阿武町	
			西台展望台整備事業	阿武町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業		新規就業者等産地拡大促進事業補助金 新規就農者用住宅改修補助	農事組合 法人	
			畦畔管理省力化事業補助金	阿武町	
			おいしいものづくり活動支援事業	団体等	
			土づくり推進事業費補助金	阿武町	
			無角和種ブランド化推進事業	阿武町	
			中山間地域等直接支払事業補助金	阿武町	
			多面的機能支払交付金	阿武町	
			有害鳥獣駆除事業補助金	阿武町	
			阿武町特産品開発支援事業補助金	阿武町	

		新規漁業就業者等確保対策事業 新規就漁者用住宅改修補助	阿武町	
		海岸機能診断事業	阿武町	
		水産物販売力向上事業	阿武町	
		自伐型林業推進事業	阿武町	
	商工業・6次 産業化	阿武町起業化支援事業補助金	阿武町	
	観光	まちの縁側事業 阿武町版DMO育成事業 暮らしの体験プログラム推進事業	阿武町	
	その他	1/4works 推進事業	阿武町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興区域	業種	計画期間	備考
阿武町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおり

当該区域・業種について、条例に基づき、固定資産税の免除や設備投資及び雇用拡大に対する補助制度等による優遇制度を行う。

ウ 他市町等との連携

産業の振興については、その施策について周辺市町や関係団体と連携して実施する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

道の駅阿武町、堆肥センターについては、本町の産業を担う施設として必要な補修、改修を行い、長寿命化を図るとともに、林業センターは軽微な補修で安全に使用できる間、維持する。

漁港については順次、調査や診断を行い、長寿命化計画等を作成し、実施に際しては、この長寿命化計画をもとに補助事業等を活用していきつつ、大規模補修、改修等の時期が少しでも遅くなるよう、こまめな補修を行う。

産業の振興においても、この公共施設等総合管理計画にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図りつつ、対策を推進していく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

高度情報化社会が進展する中、本町においては、町内各小中学校へのパソコン設置、タブレット無償貸与、インターネット環境の整備等により、児童生徒の情報活用能力を育成するなど情報教育を推進するとともに、総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用し、国との連携を図りながら事務の効率化を図っているほか、ウェブサイトやローカル放送を活用し、町内外への情報発信にも積極的に取り組んでいる。

また、その一方で、防災行政無線施設は同報系の無線の操作卓の老朽化に伴い、戸別受信機の不調等による苦情も増加しつつある。

そのほか、携帯電話の不感地域の解消や光ケーブル等通信環境の整備については住民生活のみならず、企業誘致の観点からも重要な課題となっている。

(2) その対策

ア 情報化

①自治体DXの推進

デジタル社会の実現に向け、デジタル技術やデータを活用し住民の利便性を向上させるため、情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、テレワークの推進、オンライン学習の環境整備などに取り組んでいく。併せて、デジタル技術やAI等を活用により業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていく。

また、デジタル人材の確保、育成として、外部人材の活用や職員の育成を推進し、全庁的なDX推進体制を構築していく。

②地域情報化の促進

広報あぶをはじめとする各種刊行物の充実や誰もが簡単で利用しやすいウェブサイトにより、町民活動や福祉・教育・保健・医療・産業活動など町民の関心の高い情報をタイムリーに提供することで政策決定の見える化の推進を図る。

また、防犯・防災に関する速やかな情報交換の手段となるべき携帯電話の不感地域の解消やデジタル活用支援員による町民へのきめ細やかなデジタル活用の支援、企業誘致や第一次産業の振興の観点からも、5Gに対応した通信環境や高速ブロードバンドの整備に向け、引き続いて積極的な取組を行うとともに、住民の暮らし向上に直結するサービスの提供のほか、従来の防災行政無線のみならず、DXを推進する中で高齢者の見守り等に一体的に対応できるよう新たな情報発信体制を構築し、多様な媒体による広い情報提供の充実と強化を図る。

③情報教育の推進

学校教育や社会教育、職員教育など、単に操作技術を教えるだけの教育でなく、その危険性や情報モラルまで含めた総合的な情報リテラシー教育の充実に努める。

また、情報機器が利用できない人に、行政サービスや社会生活上の格差が生じないよう、引き続き情報バリアフリーの取り組みを進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設 等情報化のため	防災行政用 無線施設	情報伝達網整備事業 IP屋外拡声器増設	阿武町	

	の施設 報化のため の施設	光ファイバ設備整備事業	阿武町	
		フリーWi-Fi エリア整備事業	阿武町	
(2)過疎地域持続的発展特別事業	情報化	ウェブサイト等情報発信整備事業	阿武町	
	デジタル技術活用	住民情報システムクラウド運用事業	阿武町	
		財務会計システム・人事給与システム整備事業	阿武町	
		運用事業公式書籍等デジタルアーカイブ事業	阿武町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路網

町道は、令和5平成30年4月1日現在で、156路線、実延長1376kmで、改良率は80.276.2%（県内市町平均60.459.6%）、舗装率は95.2%（県内市町平均92.75%）と、いずれも県内市町平均を上回っているが、今後も道路整備および維持管理については、強力に推進する必要がある。

県道の6路線については、町内総延長58kmで、改良率は54.3%、舗装率は97.3%であり、高佐下阿武線をはじめ各路線で、未改良区間が多く残っている。

国道の2路線については、町内総延長25kmで、改良率は93.6%、舗装率は100.0%であるが、ひとたび災害や交通事故が発生すると迂回路もないため、救命救急医療や支援物資の輸送に支障をきたしており、現在、防災工事として着工されている木与防災の早期完成を推進するとともに、山陰道の整備も周辺自治体と協力して推進する必要がある。

また、橋梁、トンネルなどの道路施設については、計画的な点検や修繕を行い、長寿命化を図っていく必要がある。

イ 地域交通

①町内公共交通体系の概要

人口減少時代を背景に、既存の交通機関の利用者が激減している。さらに、支線と幹線のアクセス改善等の要望が町内各所から出ており、町全体における総合的な交通体系の見直しに段階的に着手してきた。

地区内の移動については、平成24年5月から、各地区内は自家用有償旅客運送によるコミュニティワゴン運行事業を開始し、各地区とも週2回、1日3回（福賀地区は、1日4回）、片道100円で地区の周辺部と地区内の中心部を結んでいる。令和3年10月から福賀地区では、利用者の事前予約に応じて、運行ルートやスケジュールの調整を行う「デマンド方式」の交通サービス「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」に切り替え、地区間の移動については、奈古～福賀地区間、奈古～宇田郷地区間とともに1日5回町営バスが運行している。これにより、買い物や医療、公共施設の集まる奈古地区へのアクセス性の向上、また、奈古駅を結節点としてJRまたは萩行きのバスへ接続できるようになった。このほか、海岸部は、JR山陰本線が1日8回、防長交通バスが萩商工高校前～奈古駅間を1日10回運行している。

②通勤・通学支援

平成29年7月から実施している福賀地区及び宇田郷地区の生徒の保護者の経済的負担の格差緩和のため、通学及び学校行事に限り、町営バスを無料化している。また、平成31年4月から、従来高齢者や障害者などのタクシー利用の際の助成制度を、町内バス及びコミュニティワゴン利用へも拡充し、通院の支援としている。

③新たな交通ニーズ

既存の交通体系の見直しが進み、支線と幹線のアクセス改善が進んできたが、高齢者に代表される移動制約者を中心として、ドアツードア（自宅玄関前までの送迎）のニーズが高まっている。今後は、福賀地区以外でも「デマンド方式」の交通サービス体系の構築をしていく必要がある。

(2) その対策

ア 道路網の整備・適正管理

①高速交通基盤および国道・県道の整備に向けた要望活動

県内外の各地との物流の活性化や、企業誘致のための社会基盤として、また、災害時に

起きる宇田郷地区の孤立を解消するため、国道迂回路としての山陰自動車道の早期整備を近隣の自治体と連携し、強く関係機関に要請する。また、本町の道路網の根幹となっている一般国道191号及び315号は、局部改良をはじめとする防災対策、舗装の改修及び歩道等の整備を要請するとともに、主要地方道の益田阿武線や一般県道福田下宇田線、福田下惣郷線、高佐下阿武線、宇田須佐線についても、早期改良の要請活動を推進する。

②町道等の整備

主要幹線町道は、道路構造令に適合した改造を、また、集落道等については、歩行者の安全確保や救急車両の通行など危険箇所の排除等を念頭においていた改良を促進するとともに、老朽化した橋りょうや舗装の補修など、長寿命化に向けた適正な維持管理に努める。

また、電柱等がはみ出し、車両及び歩行者の通行の妨げになっている一部町道については、交通安全や景観の面から電線類地中化などの対応策の検討を行う。

③道路環境の整備

道路環境の整備にあたっては、道路案内板の設置やユニバーサルデザインに配慮した、利用しやすい道路の整備を推進する。

また、冬期における除雪対策については、関係機関とも連携のもと、迅速な対応に努める。

イ 地域交通の確保

①生活交通の維持・確保と利用促進

奈古・福賀間、奈古・宇田郷間のバス路線を維持するとともに、引き続き、自家用有償旅客運送事業を実施し、交通空白地域での移動手段を確保する。

また、バス路線のみならずJRの列車運行など公共交通機関や奈古駅の窓口管理業務を維持していくために、関係機関と連携しながら町民が利用しやすいような運用に改善しつつ、利用促進していく。

②新たな地域交通の仕組みづくり

少子高齢化が進展する中で、高齢者を中心として定時定路線ではなくデマンド方式の交通サービスのニーズが高まっており、今後、そのニーズを把握しつつ、町民が利用しやすいように町内における公共交通体系の見直しを図っていくとともに、持続可能な交通ネットワークを構築していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	道 路	町道亀山十王堂線	阿武町	
			町道郷川線	阿武町	
			町道柳尾汐入線	阿武町	
			町道片線	阿武町	
			町道土線	阿武町	
			町道奈古中央線	阿武町	

			町道柳尾下郷線	阿武町
			町道柳尾下郷線 町道汐入野地線	阿武町 阿武町
			町道藤原伊豆線	阿武町
			町道惣郷中央線	阿武町
			町道福田中央線	阿武町
			町道春木柏木線	阿武町
			町道宇田中央線	阿武町
			道路施設定期点検事業 橋りょう、トンネル	阿武町
		橋りょう	立場ヶ浴橋補修事業	阿武町
			第一存行司橋補修事業	阿武町
			出合橋補修事業	阿武町
			松原橋補修事業	阿武町
			野地橋補修事業	阿武町
			惣郷橋補修事業	阿武町
			駅通橋補修事業	阿武町
			片橋補修事業	阿武町
			桑谷第一橋補修事業	阿武町
			土堀トンネル補修事業	阿武町
	(3)林道	その他	筒尾峠隧道補修事業	阿武町
			後平トンネル補修事業	阿武町
			阿武町	
			地域生活バス等の運行事業 バス路線維持、デマンド交通事業	阿武町

			奈古駅管理業務委託事業	阿武町	
			草刈作業労力負担軽減事業	阿武町	
		奈古谷橋補修事業			
	(9)過疎地域持続的発展特別事業				
		交通施設維持			
		交通施設維持			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町道については、必要な補強、改修をして長寿命化を図り、緊急性を含む小規模工事は現場員配置で対応しつつ、それ以外の工事については、実施計画に基づいて行う。

農道や林道、橋梁、トンネルについては、順次、調査、診断を行い、長寿命化計画等を作成し、実施に際しては出来る限り補助事業等を活用しつつ、大規模補修、改修等の時期が少しでも遅くなるよう、こまめな補修を行う。

除雪車車庫についても降雪の多い山間部の福賀地区には必要であるため、定期的に補修を行い、長寿命化を図るとともに、阿武町バス車庫は町民の公共交通手段で、阿武中学校バス車庫は生徒の通学に必要な施設であるため、定期的に補修を行い、長寿命化を図っていく。

交通施設の整備、交通手段の確保においても、この公共施設等総合管理計画にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図りつつ、対策を推進していく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

町内施設ごとに運営していた水道は、平成30年度に統合し、阿武町簡易水道となった。令和6年度末現在、町内に7施設、給水人口は1,937人となっており、普及率は、66.7%で依然低い数値になっている。

現在、古い水道管から毎年更新していく計画を立て実施しており、安全安心な飲料水の供給を目的に、普及率向上のため、新規加入を促進し、水道化率の向上を図る必要がある。

イ 下水処理

漁業集落排水施設は平成元年度、農業集落排水施設は平成5年度から順次供用開始しており、普及率は令和6年3月末現在97.6%となっている。整備後30年を経過した施設もあり、いずれの施設も老朽化が進んできていることから、今後は、機能保全と長寿命化対策が必要となっている。

その際の費用が多額となることが推測されることから、費用を抑えるための処理施設機能のダウンサイジングや共同化等を検討していく必要がある。

ウ ごみ処理

ごみの収集については、自治会毎に専用の回収箱(ごみ集積場)を整備して、可燃・不燃・資源と3種類の有料指定袋により分別収集をしている。ごみ収集量の総量は、平成27年には1,000t超であったが、人口減やリサイクル率の向上から令和6年には815tへと減少傾向にある。今後も適切な分別、ごみ出しが求められる。一方で近年、ごみの分別や運搬が困難な高齢者が増えており、ごみ出し支援や資源ごみ等の専用集積場の設置を検討する必要がある。

世界的に環境問題に対する関心が高まっており、環境負荷の少ない暮らしや経済活動の実現に向けた取組が行われている。持続可能な社会を実現するために定められたSDGs(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))は、これまでの環境施策や町民の各種活動、さらには自然と共生してきた本町の生活様式などにも総合的な価値を与え、今後めざすべき方向性を指示示すものである。この考え方を広く伝え、環境問題に対する意識づけを図っていくことが必要である。

エ 防災体制

①自然災害の多発

平成25年の山口島根豪雨災害の記憶も残る中、その後も全国各地で大雨による土砂災害や家屋倒壊、河川の氾濫と浸水被害、地震の発生など、大規模災害への備えの重要性が強く認識されるようになっている。

本町では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域として急傾斜地214箇所、土石流152箇所、地滑り1箇所、合計367箇所が指定されている。このほか、海岸法第3条に基づく海岸保全区域が2海岸6地区、森林法第25条に基づく保安林は、86箇所が指定を受けており、自然災害から町民の財産と生命を守る対策が求められている。

③

消防団員の減少

と昼間の消防力の低下

本町は、萩市への常備消防の委託と、町の消防団で消防体制を維持している。令和4年4月1日現在、消防団には117人(5分団)、消防団協力隊には168人(20分隊)が所属しており、また、消防団が水防団も兼務している。

火災やその他の自然災害等に備えるため、消防車両等の消防設備の更新を計画的に進めているが、団員数の減少や町外の事業所で働く団員が増加するなど、昼中の消防力の低下が懸念されており、早急な対策が求められている。

③木造老朽家屋と空き家の増加

奈古地区と宇田郷地区の漁村部の木造住宅が軒を連ねる住宅密集地は、建築基準法上の問題、居住者の高齢化、複雑な土地の権利関係等の様々な理由から、住宅の不燃化対策が進まず、依然として防火力の低い状態にある。

また、全町的に増えている空き家において、漏電等が原因の失火が懸念されるため、引き続き、火災予防の啓発活動や住宅用火災警報器の普及、空き家の除却の際の延焼緩衝地帯の確保など、個人、家庭、地域における火災予防対策に重点をおいた取組が必要である。

④救急業務の増大

救急業務は萩市に委託しており、令和6年の本町への出動件数は196件で、そのうち「急病」が最も多く、134件で大部分を占めている。

今後、高齢者の増加による急病の多発等、救急需要が増大することが予想され、救急車だけでなく、ドクターヘリによる搬送の増加も見込まれる。

本町では、町内の公共施設にAED(自動体外式除細動器)を設置し、救命体制の充実に努めている。

今後も、萩市消防本部との連携により、救急車の要請から現場に到着するまでの間救命処置が行えるよう、救命講習の開催や知識の普及が必要である。

⑤避難支援と被災者支援の必要性の増大

町の高齢化率は50%を超えており、高齢独居者の避難、高齢者同士の「老老避難」が今後ますます増えていくことが予想され、高齢者をはじめとする災害時における要配慮者の避難対策や避難先での対応を念頭においていた、日常的な備えが必要となっている。

また、自主防災組織を育成し、自助や共助による防災対策を強化するため、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等を通じた避難体制の充実が急がれる。

オ 住宅及び宅地

① 対象に応じた住宅の供給

令和2年3月末現在の町内の町営住宅は143戸(公営住宅74戸、特別公共賃貸住宅30戸、一般住宅39戸)が整備され、美咲分譲宅地47区画、野柳分譲宅地3区画が完売し、平成26年から、新たに29区画分の分譲宅地を整備、販売している。

本町の転入・転出の過去10年間分の傾向を見てみると、20代に差し掛かるタイミングで転出超過(町外へ進学・就職等)、20代後半にかけて転入超過(町への就職・結婚等)、50~60代にかけての転入超過(帰郷等)が特徴として挙げられる。

このような傾向を捉えながら、対象に応じた住宅の供給が求められており、特に、若者世代や単身者向けの住宅供給が少なく、農業や漁業への就業にも対応できるような地区ごとの配慮が求められている。

③住み替え需要への対応

本町に住む子育て世帯を中心に、町内での住宅の住み替えを検討する際に、ニーズに合う住宅が見つかりにくいという声が上がっている。中には、転出を選択せざるを得なかつた例も生じていたことから、移住希望者のみならず、町在住者に対する住み替え支援、積極的な情報提供を図る必要がある。

(2) その対策

ア 水道の整備

整備済区域については、水質管理及び水量確保を図り、給水区域内の普及率100%を目標に、簡易水道等への加入を促進する。

また、水の安定供給及び緊急時の対応のため、集中監視システム及びマッピングシステ

ムを活用し、適切な管理に努めるとともに、水質の悪い地域や夏枯れなど水量の不安定な地域については、水源開発及び飲料水供給施設等の普及により、水質の改善及び水量の確保に努める。

さらに、送配水管等、施設設備の改良・改修を推進するとともに、漏水調査を行い、漏水箇所を減らすことにより水資源の有効活用や陥没による事故を未然に防止するなど、水道施設の長寿命化に向けた適正な維持管理に努める。

イ 下水処理施設の整備

快適で文化的な生活環境の推進のため、農業集落排水施設、漁業集落排水施設へのつなぎ込みを推進するとともに、集落排水区域外の家庭や事業所を対象とした小型合併浄化槽の設置を推進し、全戸水洗化をめざす。

また、長寿命化計画に従い、定期的な機能診断による老朽した管路施設の改修やマッピングシステムによる早期復旧など、下水道施設の長寿命化に向けた適正な維持管理に努める。

ウ ゴミ対策と環境保全の推進

① ゴミ出しの支援と適正化

ごみの減量化を図るために個人、学校、家庭、事業所等における環境学習やごみの正しい出し方の普及啓発、意識改革が必要である。「3R運動」などごみの減量化・資源化に対する理解と意識の高揚を図り、塵芥収集・資源ごみ等のリサイクル事業を推進する。さらに、循環型社会の構築をめざすとともに、高齢化社会の進展によりゴミを出すことが困難な高齢者が増えつつあるため、自治会でのごみ出し体制の構築も今後検討する必要がある。

② 環境保全の推進

環境負荷の少ない生活環境づくりのため、下水処理施設が未整備の所は合併処理浄化槽設置整備事業を推進し環境改善に努める。

また、地球環境を保全するため、脱炭素として再生エネルギーへの転換を推奨し、従来のライフスタイルを見直す必要がある。また、プラスチックごみの削減を啓発していくとともに、削減のための仕組み化を検討していく。

さらには、地域の環境美化のため、海岸漂着ごみ対策事業の推進や住民ボランティアなど自発的な環境保全活動への支援、山林や海岸への不法投棄防止の啓発を強化していく。

エ 消防・防災体制の強化

① 防災体制の強化

複雑多様化する自然災害等に対応するため、阿武町地域防災計画やハザードマップを定期的に見直すとともに、防災行政無線等を活用した気象や各種災害に関する情報伝達網の強化、さらには、避難所や福祉避難所の円滑な運営や消防団、関係機関や近隣自治体との連携に努め、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方に基づき、避難行動要支援者の支援体制の充実や自主防災活動の育成を図り、総合防災体制を確立する。

また、多発する自然災害に備え、治山・砂防対策及び治水対策、海岸保全施設の海岸保全対策、民間住宅の耐震診断、耐震改修補助を推進し、非常用電源の整備など長期滞在にも対応した避難所の環境整備や避難路の整備にも努めつつ、避難物資の確保など道の駅の機能を活用する連携の強化を図っていく。

② 消防体制の強化

地域消防の核として、重要な役割を果たしている消防団員の確保に努めるとともに、多様な訓練を通じて消防団員の資質の向上を図り、消防設備の計画的な整備及び更新を進め、さらに、常備消防と消防団の連携を密にし、消防体制に強化を図る。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、地域単位で編成された消防団協力隊の育成や、事業所で組織する自衛消防隊を組織化し、初期消火体制の強化を図る。

さらに、住宅火災から人命を守るために、住宅用火災警報器の普及を推進し、火災予防の啓発活動等を通じて、住民の防火意識の高揚を図る。

③救急救命対策の充実

救急需要の増大に対応するため、萩市消防本部との連携を密にし、救命講習を開催し、救急措置の知識と技術の普及を図るとともに、路網の整備をはじめ、増加するドクターへリの輸送に対応するための場外離着陸場の管理運営や受け入れ先の町内外の医療関係機関との協力体制も含め、救急救命体制の一層の充実を図り、迅速な救急救命活動に努める。

オ 住環境・宅地の整備

新婚世帯や子育て世代の定住や町外からの移住を促進するため、比較的安価な分譲宅地を整備、販売していく。

また、町営住宅の整備にあたっては、今後、定額家賃型の住宅整備や新規就農者向け住宅の整備も進めつつ、老朽化する既存公営住宅の計画的な建て替えや維持管理を実施する。

さらに、町在住者の住み替え需要に対して、分譲宅地、町営住宅、空き家など様々な住宅を活用しながら、柔軟に対応していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設	簡易水道	老朽管更新事業	阿武町	
			水質自動測定装置更新事業	阿武町	
		その他	飲用井戸等整備事業	阿武町	
	(2)下水処理施設	その他	下水処理施設機能保全事業 機能診断、機能保全計画策定、機能保全工事	阿武町	
			小型合併処理浄化槽設置整備事業	阿武町	
	(3)廃棄物処理施設	ごみ処理施設	リサイクル拠点整備事業 リサイクルセンター機械・設備整備	阿武町	
	(5)消防施設		消防資機材・設備等近代化事業	阿武町	
			常備消防救急自動車更新整備事業事務委託負担金	阿武町	
	(6)公営住宅		町営住宅整備事業	阿武町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業	環境	清掃工場業務委託事業 清掃工場負担金	阿武町	
			家庭用生ごみ処理容器等購入支援事業	阿武町	
			バイオマスプラスチックごみ袋導入事業	阿武町	
	その他		分譲宅地販売促進事業	阿武町	

(8)その他	防災拠点整備事業 避難所整備	阿武町	
	定住促進住宅整備事業	阿武町	
	空き家活用公共施設整備事業	阿武町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

簡易水道については、本町には奈古簡易水道、木与簡易水道、福賀簡易水道、飯谷簡易水道、宇生賀簡易水道、宇田簡易水道、惣郷簡易水道の7つの施設があり、水道施設は町民のライフラインとして重要な施設であるため、日常の点検をはじめ、耐用年数を超えた老朽管については、更新の方向で検討する。

農業集落排水施設、漁業集落排水施設については、生活雑排水やし尿処理に必要な施設であるため、今後も必要な補修を行い、長寿命化を図るが、農業集落排水施設の一部と漁業集落排水施設については老朽化が著しいため、随時更新する。

阿武町リサイクルセンターについては、町民の快適な生活環境の向上と資源の有効利用を目的に建てられた施設であり、必要な補修や改修を行い、長寿命化を図るが、農業集落排水施設の一部と漁業集落排水施設については老朽化が著しいため、更新の方向で検討する。

消防器庫については、地域の防災の拠点として維持するため、不具合箇所の補修で対応するが、利用状況に応じて一部は統合することも検討する。また、水防倉庫については、最も古いものは1965年代に建っており、今後、老朽化により危険が認められた場合や著しく利用が少ないものは順次、解体、撤去を行うとともに、防火水槽は非常時に重要な施設であるため、適切な維持管理に努める。

公営住宅の中でも著しく老朽化が進んだ施設については、更新を検討しつつ、全体的には戸数を維持し、居住の安定を必要とする人への住宅供給を確保し、定住促進を図る。また、更新や改修を行う場合は高齢化に対応したバリアフリー化の検討も行う。

生活環境の整備においても、この公共施設等総合管理計画にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図りつつ、対策を推進していく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 地域福祉

本町では、平成12年の1,737人をピークに高齢者人口が減少していることに伴い、認知症高齢者数も減少傾向にあるが、65歳以上人口に占める認知機能の低下を感じている高齢者の割合は、約4割となっている。認知症になっても住み慣れた地域での暮らしを希望する高齢者が多く、地域における福祉の体制構築がより一層重要になっている。

また、在宅生活をする要支援・要介護認定者のおよそ3割が外出を控えており、その理由としては、足腰の痛みや交通手段がないことなどが挙げられ、中でも、地区内を走行するコミュニティワゴンを利用したくても、ルートまでアクセスできない人が増えており、通院や買い物などに対する支援のニーズが年々高まっている。これは、高齢者のみならず、単身者や子育て世代、障害のある人にも当てはまり、地域において孤立させない細やかな福祉の体制構築が急がれる。

さらに、本町では、社会福祉協議会を中心に、ボランティアグループなどがそれぞれ地域福祉活動を展開しており、これらと民生委員・児童委員や関係行政機関等の公的部門が連携し、困ったときにお互いが助け合える組織づくりとして、福祉の輪づくり運動を始め、集落単位でふれあい・いきいき元気サロンの育成を推進してきた。

今後は、自治会や地域見守りネットワークの協力事業所等を中心に地域の見守り助け合い体制を確立し、保健、医療と福祉が一体となった総合型サービス活動のさらなる充実が求められるとともに、これまで地域福祉を支えてきた人達の高齢化等により、地域福祉を支える人材の減少、不足に関する不安の声が上がっており、地域全体の福祉力の維持・底上げが課題となっている。

イ 高齢者支援

65歳以上の老齢人口は、令和7年3月末で1,504人と減少傾向にあり、高齢化率は、令和7年3月末で51.79%と、2人に1人は高齢者となっている。一世帯あたりの構成人数の減少、高齢者の独居世帯や高齢二人世帯等の増加により、家族による扶助機能が低下し始めており、今後ますます増加すると予測される老老生活、老老介護世帯に対する介護・看護・医療現場および地域からの支援のあり方を再検討、再構築する必要がある。

また、医療の発達により寿命が延伸し、75歳以上で亡くなる方の割合が増えており、本町は全国に先駆けて高齢多死社会を迎えており。高齢者福祉施設や医療機関の数に限りのある本町において、本人や家族の希望に寄り添った終末期の介護・療養の体制づくりが急がれるとともに、葬儀や墓、相続、後見等、様々な問題に対する本人の自己決定支援と、関係者による適切な総合的判断、各分野からの専門的支援が求められる。

さらに、町全体における要支援・要介護認定率は22%程度で推移している。令和6年度で、65歳以上の高齢者のうち14.8%が、認知症を発症しており、日常生活における振り込め詐欺等の消費者被害の防止、自然災害発生時の避難支援、孤独死の防止等、高齢者を社会的に孤立させることのないような取組が求められる。

そのほか、人生100年時代と呼ばれる現代を生きる高齢者の中には、定年年齢の延長や個人の趣味を実現する手段の多様化、スマートフォンを始めとする様々なデバイスの日常的な利用等、アクティブシニアと呼ばれる若々しい人が増えてきている。本町においても、これから定年を迎える世代が多いことをふまえ、新たな高齢者像をもとにした高齢者福祉施策を検討していく必要がある。

ウ 児童福祉・子育て支援

出生数は、年々減少傾向にありますが、近年においては回復傾向にあり、令和6年度には年間10人となっています。令和2年度の国勢調査では一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均である合計特殊出生率は、全国平均と比べ

て0.13ポイント高い1.46ではあるが、女性の数の絶対数が少ないため、出生数の増加につながっておらず、平成30年に実施した産前産後アンケート調査では、子育てをする保護者の希望子ども数は、現状よりも1人以上子どもが欲しいと思っている人が回答の4割を占め、出産に関する理想と現実に差があり、核家族化の進展や就労形態の多様化等、子育て環境が大きく変化している中、多様な子育て支援ニーズへの対応が急がれる。

また、現在、妊娠から出産、子育てと、子どもの発達・発育に応じた段階的かつ総合的な子育て支援を行うため、平成31年度に「子育て世代包括支援センター」を開設し、令和8年度に「こども家庭センター」を開設予定であるが、不妊・不育に悩む夫婦の心身にかかる負担を軽減するために、経済的支援や相談体制の充実や、子ども達が男女ともに性に関する正しい知識を身につけ、望まない妊娠、性感染症、将来的な不妊リスクを自ら回避する力をつける取組や出産に対する希望を支える取組が求められるとともに、県内全市町の病児保育施設利用を可能とする「病児保育広域利用事業」や高校生までに範囲を拡充した「こども医療費助成」、保育料完全無償化、多子世帯における経済的負担の軽減など、多方面からの子育て支援が求められている。

さらに、療育支援を必要とする児童・生徒が療育機関、支援機関が待機状態になっており、身近な場所や保育園での療育支援ができる体制を整える必要がある。また、子どもへの関わり方に迷う保護者も多く、保護者への支援が必要となっている。

エ 障害者支援

障害者手帳所有者数は減少傾向にあり、重度の障害者の割合は若干増加しており、身体障害は高齢化傾向、知的障害・精神障害は横ばい傾向が見られる。一方で、発達障害や自閉症スペクトラム等、療育支援を必要とする児童が増加傾向にある。小学校においては、通級指導が始まっている、小・中学校管理職への研修等を通じて、学校運営上に特別支援教育を明確に位置づけ、学校全体における理解と認識が深まるような取組が求められている。

また、令和25年に実施したアンケートでは、障害福祉サービス利用者は就労継続支援（B型）が最も多く、続いて居宅介護の状況にある。そのような中で、サービスを利用していない方への福祉サービスの情報提供やサービス内容の充実、利用申請の簡素化を検討する必要がある。日常生活での介助者は「父または母」が最も多く、家族への負担が大きくなっていることが伺える。親が亡くなった後の障害者の生活を支える、居住と就労の場の確立が求められるとともに、困ったときに安心して相談できる支援体制の充実と周知、成年後見制度等の権利擁護体制の充実を図る必要がある。

さらに、本町では農福連携を進めており、障害者等の活躍を後押ししている。現在、就労継続支援事業所が開設されており、障害のある人の活動の場、働く場となっている。今後は障害者のライフステージに応じた切れ目ない就労支援を行い、地域社会における障害者の生活に対する理解促進とさらなる障壁の除外が求められる。

そのほか、障害が原因で日常生活に困難を抱える方が、地域で制約なく暮らすという希望に向けて実践を重ねることで、在宅福祉をはじめとする多面的な制度が改善・充実し、障害の有無に関わらない暮らしやすいまちづくりへつながっている。障害のある方が「支えられる」だけでなく「支える」側にも回れるような対等な関係や環境づくりに向けて、分野横断型での施策推進が重要である。

（2）その対策

ア 地域福祉の推進

①地域包括ケアシステムの推進

少子高齢化の進展や暮らしの変化していく中で、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創る地域共生社会の実現のため、地域交流・高齢者福祉複合施設や各地域にある小地域福祉サービス施設を拠点として、各種サービスの連携を図り、多様で柔軟な質の高いサービス提供に努めつつ、地域包括支援センター（総合相談センター）の機能強化

や地域ケア会議の推進など、地域住民の地域包括ケアに対する理解の促進と支え合いの体制づくりを図っていく。

②介護予防と健康づくりの推進

高齢化が進み、介護の人材が不足する中、要支援、要介護者が増加させないため、若年期からの生活習慣病予防や健康づくりを推進するとともに、要支援や要介護と認定された高齢者等に状態改善に効果的なサービス提供ができるよう、介護予防や重度化防止の体制を確立していく。

③介護・看護・医療サービスの充実

医療、福祉、介護ニーズ等の多様化に的確に対応できるよう、関係機関・サービス事業者等と連携し、各種サービスの見込み量の把握やサービス提供体制の整備に努め、地域福祉を支える人材の育成を図るとともに、自宅でも「療養生活」を続けていくよう、退院、退所後の在宅生活への移行支援や人生最期の段階で本人の希望に添った看取りや終末期ケアを含む在宅医療の充実など介護・看護・医療サービスの充実を図っていく。

また、適正な介護サービス提供と介護予防体制の確立による事業運営の効率化により、介護保険財政の健全化に努めつつ、介護給付費通知やケアプランの点検等、介護給付適正化対策にも取り組む。

④在宅生活を支える体制の充実

誰もが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らせるため、移動や買い物、ゴミ出し、見守り等に対する共助の仕組みづくりや生活困窮やゴミ屋敷問題等、困難ケースへの対応、訪問医療・介護・看護体制の充実、適切な福祉用具の活用促進、家族介護者の介護離職ゼロに向けた取組、引きこもり等に対する、地域住民と医療や保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携、総合的かつ横断的取組の促進など在宅生活を支える体制の充実を図る。

また、安全で安心な在宅生活を確保するため、転倒しにくい住環境づくりに関する情報提供や災害時要支援者への支援、自主防災組織の結成と活動の活性化支援に努めつつ、さらなる高齢化に向けた新たな地域交通の仕組みも再構築していく。

イ 高齢者支援対策

①生きがいづくりの推進

すべての高齢者が地域の中で孤立せず、いきいきと活躍できる環境づくりを進めるため、「自分でできることは自分で、自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識の定着を図りつつ、気軽に参加でき、自然にコミュニケーションがとれる場づくりや本人の特技やキャリアが生かされる活動への参画を支援していく。

②各種サービスの適切な提供

病気や障害等があり、何らかの介護や福祉サービスが必要な高齢者が、在宅でできるだけ自立した生活を送るため、健康寿命の延伸を阻害する病気等が早期に発見されるよう、相談体制や意思決定支援の充実を図りつつ、地域包括支援センターを拠点として、各種保険の適用内外問わずサービスの情報提供に努める。

さらに、高齢者を支える家族、地域とサービス機関とのネットワークを充実させ、より効果的なサービスの提供に努める。

ウ 児童福祉・子育て支援対策

①妊娠・出産の希望を支える取組

地域で安心して子どもを産むことができるよう、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査費用や不妊治療費の助成による経済的な支援を行うとともに、子育て世代包括支援センター、

こども家庭センター（令和8年度開設予定）を設置し、子どもの成長にとって望ましい環境づくりや親子ともに心も体も元気に育つために、妊娠、子育てに関する相談・情報提供、健康診査、保健指導や訪問指導など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行っていく。

さらに学校、医療機関、児童相談所、社会福祉協議会、子ども発達支援センター、健康福祉センター等関係機関との連携により各家庭の状況に応じた支援を継続的に実施していく。

また、保育料完全無償化や児童手当等の支給、子ども医療費の無料化、インフルエンザ等の任意予防接種代金の半額助成、ひとり親家庭に対する支援など、子育ての負担を軽減するための経済的な支援を行う。

②保育・子育ての支援

未就園児家庭の支援も含め、延長保育、一時保育やこども誰でも通園制度、放課後児童クラブ等の乳幼児保育など、就労形態の多様化に応じた保育サービスの充実に努めるとともに、自然体験、異年齢児や世代間、異文化交流により保育内容の充実を図る。

また、交流の場や子育て情報の提供など、保護者が子育てを主体的にできるよう、子育て支援センター活動を充実し、子どもの遊び場の整備充実を図るとともに、放課後子ども教室など地域での子どもの活動の場を確保しつつ、対象の拡大など子育て支援の充実を図っていく。

さらに、学校、医療機関、児童相談所、社会福祉協議会、子ども発達支援センター、健康福祉センター等関係機関との連携により、児童虐待の防止に努め、家庭への支援と児童保護を図る。

③要支援・要保護児童等への支援

育児に不安や困難を感じている保護者、成長や発達の遅れが懸念される子ども、障害のある子ども、保護を必要とする子ども、またはそれらの子どもを抱える保護者や育児に不安や困難を抱える保護者に対し、関係機関と連携して個別の適切な支援を行う。

エ 障害者支援対策

①相談支援体制の強化

障害やその悩みを持つ人々や家族に対する相談支援体制づくりのため、総合相談センターを中心とした行政・医療機関等との連携を強化し、地域住民による地域生活課題把握と対象者の早期発見、相談業務従事者の養成研修等による人材の育成や就学前療育・教育の相談体制の充実を図っていく。

また、障害の原因となる病気等を発生予防、早期発見するため、各障害の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、相談・支援体制を強化する。

②地域生活の充実

障害があっても地域の一員として自立した生活ができるよう、障害福祉サービスの充実を図るとともに、地域的なバランスや質の確保等に配慮した施設の整備に努め、退院可能な精神障害者の地域生活移行への支援や移行後の支援を行っていく。

また、補装具、日常生活用具等の給付等により生活環境の充実を図りつつ、障害者・障害児にも対応した地域包括ケアシステムを構築する。

さらに、公共施設や移動機関等においては、バリアフリーや人的サポートの充実を図る。

③保健・医療の充実

住み慣れた地域で安心して生活するために、通院医療の充実を図るとともに、継続した治療や、障害者や家族の思いに沿って適切な保健・医療サービスが提供できるような体制づくりを進める。

また、精神疾病的正しい理解の促進やアフターケア対策の促進、指定難病患者に対する適時適切な病床や医療の確保、医療的ケア児や難病患者等の病状等に応じた保健・医療・福祉サービス等の調整の強化を図っていく。

④療育・教育の充実

障害が原因で日常生活に困難を抱える方々が、地域で制約なく暮らすため、乳幼児期から学校卒業までの切れ目ない支援を行うとともに、特別支援教育の質的充実、相互交流による特別支援教育の理解を促進する。

また、卒業後の円滑な生活に向けた福祉や労働関係者、地域等の連携や支援に努めていく。

⑤就労支援と雇用の促進

障害があっても自己の持っている能力を發揮し、様々な分野で活躍できる場や活動の充実を図るため、地域活動支援センターを拠点施設として、機能の拡大、強化を図り、対象者の特性やライフステージに応じた切れ目ない就労支援や労働、保健福祉、教育等の関係機関のネットワークによる支援強化、就労体験の場づくり、企業の理解・受け入れ体制づくりの支援を行っていく。

⑥権利擁護の推進

地域で安心して生活ができるよう、地域福祉権利擁護事業の普及や啓発、成年後見制度に関する支援、法人後見を含む制度の普及や啓発に努めつつ、点訳、音訳奉仕員や手話通訳者等の派遣などのコミュニケーション支援を図っていく。

また、悪徳商法等の被害未然防止に向けた障害の特性に配慮した情報提供に努めるとともに、障害者虐待の未然防止と早期発見、迅速な対応やその後の支援のために、関係機関との連携を強化していく。

⑦障害者スポーツ・文化芸術の振興

障害の有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる障害者スポーツの普及と参加しやすい環境づくりを推進していくとともに、障害の有無に関わらない誰もが参加できる身近な文化芸術活動の充実を図っていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(3)高齢者福祉施 設	老人ホーム	老人ホーム改修事業	阿武町	
	(5)障害者福祉施 設	障害者支援施 設	障害者グループホーム建設事業	阿武町	
	(8)過疎地域持続 的発展特別事業	児童福祉	みどり保育園外国青年招致事業	阿武町	
			みどり保育園送迎バス運行委託事業	阿武町	
			こども医療費助成事業	阿武町	
			保育サービス事業 保育料完全無償化	阿武町	
			乳幼児医療費補助事業	阿武町	

	ひとり親家庭医療費補助事業	阿武町	
	子育て支援学校給食無償化事業	阿武町	
高齢者・障害者 福祉	福祉バス・タクシー助成事業	阿武町	
(9)その他	重度心身障害者医療費助成事業	阿武町	
	予防接種事業	阿武町	
(9)その他	不妊治療事業	阿武町	
	高齢者や障害者にやさしい施設整備事業	阿武町	
	みどり保育園改修事業	阿武町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

養護老人ホーム清ヶ浜清光苑や福賀診療所、あぶ診療所、高齢者福祉複合施設いらお苑は利用率も高く、高齢化に対応するために必要な施設として定期的な点検、必要に応じた補修を行い、長寿命化を図る。

みどり保育園本園や福賀分園、子育て支援センター、こども館については少子化対策において重要な拠点であり、また、将来の本町を担う世代の健全な育成に欠かせない施設として定期的な点検、必要に応じた補修、改修を行い、長寿命化を図る。

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進においても、この公共施設等総合管理計画にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図りつつ、対策を推進していく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 地域医療

住み慣れた地域、住み慣れた自宅で最期を迎えると希望する方が多いのに対し、在宅生活を支える家族の介護力、医療・介護資源等は不足しており、本人の希望に反して施設や病院等で最期を迎える方が多く存在し、医療、介護、行政等、関係機関の連携により地域包括ケア、救急医療も含めた体制の再構築が必要となっている。

地域の医療体制を維持するためには患者自身が適切な受診を心がけるとともに、町内等身近な場所にかかりつけ医を持ち、家庭での一次予防と地元医療機関をパートナーとした二次予防に努めるような理解促進が重要である。

また、本町で、在宅医療を実施するためには萩市内医療機関と医療間連携が不可欠であり、本人が望む在宅医療が実現ための関係機関の支援が必要である。

さらに、高齢化、老老介護など、様々な要因により病態が複雑化し、多受診者となるケースが増加するとともに、交通手段が限られる中での町内外の医療機関への通院の負担や困難を抱える受診困難者も増加している。本町では、令和6年度には全地区でデマンド型交通がスタートし、75歳以上の方や体が不自由等の理由でバスや鉄道の利用が難しい方等を対象に、福祉交通券を発行し、助成をしている。町内の移動はデマンド便により利便性が高まったが、町外の受診等については交通体系の変更がなく、課題が残っており広域の移動支援のあり方を検討する必要がある。

また、町内の医療機関は、在宅医療の要として、あるいは町内の小中学校の学校医、福祉施設の訪問医としての役割も重要であり、地域医療を残す取組が強く求められる。令和8年には、あぶ診療所等複合施設が新設されるが、遠隔医療も視野に入れ、あぶ診療所を拠点として各地区へ医療が行き届く方法を検討している。医療機関に限りのある本町にとって、医療における近隣市町との広域連携は欠かせないが、萩医療圏内全体においても、深刻な医師不足に陥っている。

イ 健康づくり

厚生労働省が公表している最新の「令和2年市区町村別生命表」によれば、本町の平均寿命（0歳児の平均余命）は、男性が全国平均よりも0.5歳低い81.0歳、女性も全国平均より0.2歳低い87.4歳となっており、いずれも全国平均よりも短いという結果が出ている。

また、日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、令和2年時点で男性が79.34歳、女性が82.93歳となっており、平成27年と比べて女性は下回っているが男性は伸びている。平均寿命と健康寿命の差は拡大しており、その差は、介護などが必要となる期間であり、健康面に不安・負担が生じる期間を可能な限り短くし、医療費や介護の給付費を抑制していくためにも、健康寿命の延伸に向けた取組が求められる。

さらに、平成30年から令和4年までの死者の死因の1位は、がん（全体の21%）および心疾患（17%）、次いで脳血管疾患（12%）で、生活習慣病が大半を占めるとともに、介護保険制度における要支援・要介護認定者345人の認定要因は、心疾患、関節疾患、認知症が約5割を占めており、要介護や死亡に繋がるこれらの要因の発症予防と重症化予防が求められている。

また、がん罹患により亡くなる方が増加している一方で、各種がん検診受診率は、あまり伸びておらず、健康づくりに自ら主体的に取り組むためには、自分の健康状態を知ることが第一歩であり、40～50歳代の生活習慣病の発症が増える年代層を中心に、働きかけを行い、子どもの頃から「自分の健康は自分で守る」習慣を身につける等、各年代に必要な健康づくりが求められるとともに、令和4年の健康に対する町民の意識調査で食習慣、運動習慣とともに改善が必要と思われる人が一定数存在することから、食生活の改善、日常的な運動習慣づくりにより健康増進を図っていくことが必要である。

(2) その対策

ア 地域医療の充実

①予防医療の促進と受診環境づくり

健康寿命を延ばし、人生をより充実したものとするため、予防医療を促進するとともに、かかりつけ医の普及と往診、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など在宅医療体制を支援する。

また、病院への交通手段については、汽車やバス、デマンド便や外出支援サービス等により、通院の支援を行うとともに、阿武・萩間の広域通院の支援も検討していく。

さらに、近年はグローバルな生活環境となっており、海外からも予期しない感染症がもたらされ、社会経済に深刻な影響を及ぼすこともあるため、国や県、医療機関、関係事業者と連携し、感染症が住民生活や地域経済に及ぼす影響が最小限になるよう努める。

②医療体制の充実

急な病気の対応などを専門家に24時間電話で相談できる窓口、「萩・阿武健康ダイヤル24」の周知を徹底するとともに、入院や専門医療については、病院・診療所の連携のもとに適切に受診できるよう地域の医療機関に働きかける。

また、救急医療については、萩市との連携により医療設備や体制の充実に努める。

イ 健康づくりの推進

①一生涯を通じた食からの健康づくり

食育推進計画に基づいて、食生活改善推進協議会、学校、地域、各種団体等と連携しながら、子どもから高齢者までのあらゆる世代で、「食の自立に向けた自らの力をつける」ために「美味しい」、「楽しく」食べる食体験事業を開催することにより、食育を推進していきつつ、地域の伝統食を普及させ、「食」を通じた文化の伝承に努める。

また、幼少期から自分の健康を守る力を育てるために、乳幼児からの望ましい食習慣の形成や歯と口腔の健康づくりを推進しつつ、健康寿命の延伸につながる生活習慣病予防事業を積極的に推進する。

②自らの健康を守る生活習慣づくり

健康づくりを自ら実践し継続するために、ラジオ体操や100歳体操、生涯スポーツ等を普及し、団体、自治会、事業所、学校と協働した健康講座や、食事や運動講座など各種出前講座、講演会の開催を通じて、運動習慣の定着化と健康意識向上を促進する。

また、健康意識を高めるため、特定健診、健康診査、がん検診、人間ドック等の各種健診や予防接種を受けることを推進するとともに、高血圧ゼロで脳血管疾患予防プロジェクトの推進、心の健康に関する知識の普及・啓発や相談体制の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設	診療所	診療所等複合施設整備事業	阿武町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業	その他	住民総合検診事業	阿武町	
			医療機関・行政連携強化事業 感染症予防対策事業	阿武町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

福賀診療所については、高齢者の割合が多く公共交通が脆弱な地域において重要な施設であるため、定期的な点検や必要に応じた補修を行い、長寿命化を図る。

令和8年度に新設される診療所等複合施設については、町全体の医療・保健等提供体制を統括する拠点となる重要な施設である。耐震性・省エネ性能を備え、長期的な利用を前提とした設計となっている。定期的に点検や改修等を行い、長寿命化を図る。

医療の確保においても、この公共施設等総合管理計画にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図りつつ、対策を推進していく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

①園児、児童生徒数の推移

園児・児童生徒数ともに減少傾向にあり、年間出生数の推移からもこの傾向は続くと考えられ、特に令和12年度以降の児童生徒数は現在の半数以下になることが予想される。

今後は、少人数であることを活かした保育や学校教育のあり方を検討・実践していくことが求められる。

②児童生徒の学力および基礎体力の低下

全国学力・学習状況調査（以下、学力等調査）および山口県学力定着状況確認問題における児童生徒の学力の様子は、学年ごとの差はあるものの、正答率が全国や県の平均を下回ることが近年多くなっており、学力が確実に身についているとは言えない状況にある。

また、外遊び機会の減少、通園・通学における車送迎、一人でも楽しめる遊びの増加などの様々な要因により、子ども達の運動量が落ち、基礎的な体力が低下しているとの問題が指摘されている。今後は、保育園や学校において、恵まれた自然環境に囲まれている本町の地域特性を活かしたプログラムづくりや、放課後、家庭における外遊び機会の拡充が求められる。

③心の育成

学力等調査の児童生徒質問紙では、「自分にはよいところがあると思いますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか」という質問に対して、児童生徒とともに、「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」という肯定的な回答が、全国や山口県の平均を上回っており、自己有用感や地域貢献への意欲を持って生活している。

一方で、いじめや不登校が全国的に問題化している中、阿武町の小中学校でもいじめ事案が毎年発生しているとともに、不登校児童生徒も毎年数名おり、いじめ・不登校ゼロに向けた効果的な取組が求められている。

また、これから急速に進む高齢化や高度な情報技術化社会を迎える現代において、よりよいコミュニティづくりを推進するためには、確かな人間性や社会性がより一層重要になってくる。このような現状のもと、小中学校では教科となった道徳科を中心として、子ども達の思いやりや優しさ、感動する心、感謝する心などの豊かな心を育成していくことが求められる。

④給食における地元食材の自給率の低下

食材提供者の高齢化による提供量の減少あるいは提供辞退、まとまった量の提供や運搬に対する抵抗感から、担い手確保の困難などが要因となり、給食の地元自給率が低下しているため、今後、地元食材の確保に向けた支援体制の強化が求められる。

⑤町内の高校への進学生徒の減少

本町に開校されていた奈古高等学校は、平成28年に萩高等学校奈古分校となり、現在では総合学科が設置され、普通系と農業生活系の2系列がある。一方で、町内の中学校から町外の高校へ進学する生徒は一学年の9割にのぼっており、総合学科ならではの科目を通じて、自分に合ったキャリアデザインができるという特色を活かし、地域と一体となつた「高校魅力化」に向けた取組が望まれる。

⑥英語教育・I C Tを活用した学習の導入

学習指導要領の改定により、令和2年には小学校3年生・4年生に「外国語活動」という英語学習が導入され、5年生からは教科としての英語科の授業が始まっている。また、

同じく令和2年度末までに全国の小中学校の児童生徒に一人一台分のタブレット端末が整備され、より一層ＩＣＴを活用した学習の充実が求められる。

⑦特別な支援や配慮が必要な児童生徒

注意欠陥多動性障害や自閉症等、療育支援を必要とする児童生徒が年々増加し、支援機関の受け入れができず、待機している状態であり、様々な要因により不登校となる児童生徒も増加しているため、学校において児童生徒一人ひとりに対応したきめ細かな支援が求められる。一方で、子どもへの関わり方に迷う保護者への適切な情報提供と支援、関係機関との密な連携や、家庭や学校以外の第3の居場所や拠り所を確保・提供することが求められている。

イ 生涯学習

本町では、「3あい運動」（ふれあい・学びあい・助けあい）を基本理念として、「ひとり一学習・ースポーツ・一趣味・一奉仕」の実践スローガンを掲げ、町ぐるみで生涯学習を推進しており、その学習施設としては、奈古地区に阿武町市民センター、福賀地区に阿武町のうそんセンター、宇田郷地区に阿武町ふれあいセンターがあり、各地区での生涯学習の中核施設として機能することが求められるほか、新たな時代における、誰もが、生涯いつでも学べるための、公民館事業における講座や図書コーナーの充実、ＩＣＴ環境を含む学習環境の整備、情報発信や利用料支払い等における利便性向上も求められている。

また、生涯学習を促進するためには、興味関心のあることについて、互いに学び合う活動としての「社会教育」が重要であり、近年、本町では「21世紀の暮らし方研究所」や「こどもらぼ」に代表されるような、世代をこえて学び、探求し合う活動が増えており、人生100年時代に突入し、生涯学び続けることの大切さが再認識されるとともに、流動性の高い時代を背景とした社会人の学び直し（リカレント教育）やスキルアップのニーズも高まっている。

さらに、平成30年に認定された萩ジオパークに関する一連の講座やガイドの育成については、町民自らが町のことを知り、伝えるという社会教育活動として的一面もあり、これらの新たな社会教育活動を醸成していくことが必要となっている。

ウ スポーツ活動

本町では、「阿武町スポーツ推進方針」を毎年作成し、生涯スポーツ推進会議を開催して、「町民ひとりスポーツ」をめざし、生涯スポーツを推進している。特に、少子高齢化にある本町にとって、生涯スポーツの推進は、町民一人ひとりの健康づくり・体力づくりはもちろん、生きがいづくりや世代をこえた仲間づくりなど、地域コミュニティを活性化するうえでも大きな役割を担っており、町民運動会、綱引き大会、ソフトボール大会など、職場や職域を越えたスポーツ・レクリエーションの機会は、町民の相互交流や出身者の帰省の機会として今後も継続していくことが必要である。

また、ライフスタイルの変化、余暇時間の縮小など、幼少期、青年・壮年期、高齢期のそれぞれにおける、体力・運動能力の低下、生活習慣病、心の不調など、健康面への諸問題が危惧されている。今後、ますます進む少子高齢化を念頭に、年齢に応じたスポーツ・レクリエーション機会の創出や、時代に応じたニュースポーツ・レクリエーションの導入など、楽しく、生活に取り込みやすい形での振興と、その効果検証が求められている。

そのほか、本町のスポーツ施設としては、体育センター、温水プール、町民グラウンド等があり、学校施設もグラウンドおよび体育館が積極的に活用され、夜間照明屋外施設は、町民グラウンド、宇田ふれあいグラウンド、福賀小学校、阿武小中学校グラウンドに設置されており、今後とも有効活用が期待されるとともに、諸施設の整備・改善とともに、指導者の確保、情報提供等、総合的な条件整備を進めていくことも重要である。

また、近年、スポーツは「する」だけでなく「観る」「支える」など、関わり方が多様化してきている。平成30年から始まったABUスイムランは、本町の豊かな自然環境と

地形を活かした競技会場であること、さらに、町民総出による大会の運営、沿道での応援、飲食の提供、賑わいの創出など、本町ならではの大会としての定着が期待されている。

(2) その対策

ア 学校教育の推進

①学力の定着・向上を図る取組の充実

学力の定着や向上を図るため、個に応じた指導を基盤として、主体的・対話的で深い学びのある授業づくりを進めるとともに、放課後における学習や家庭学習の充実に向けた取組を進めていく。

また、家庭や地域の教育力向上のため、教育サポーターや学習コーディネーターなど地域の人材を活かした学習支援を行う。

さらに、進学による新しい環境での学習が円滑に行われるよう、小中学校の連携によるカリキュラム編成により、小中一貫教育を推進しつつ、教職員の時代の進展に対応した幅広い教養と豊かな人間性を養成するため、研修の充実を図っていく。

②豊かな心を育む教育の推進

本町の豊かな自然・生命体・文化芸術とのふれあい、三世代交流活動、社会奉仕活動、集団生活等による人とのふれあいを通じて、感動する心や思いやりの心、社会性や自己を抑制する心等を育てる「ふれあい教育」に取り組み、道徳科授業を充実し、読書活動を通して「心の教育・情の教育」を推進していく。

また、地域の人材の協力を得て、主体的な生き方をめざすキャリア教育を推進する。

③里山・里海保育および教育の推進

子どもたちの生き抜いていく力を育むため、本町の豊かな自然を活用した自然遊びやモノづくり等の自然体験活動を里山、里海保育や教育として、積極的に推進していく。

④幼少期からの体づくりの推進

児童生徒の体力の低下が深刻化する中で、幼少期からの体力づくりや健康づくりに取り組むため、自然遊びやスポーツ、食育を通じた総合的な健康づくりや保育園からの虫歯予防の強化を図っていくとともに、保育園や教育現場、行政が一体となった体力づくりの評価、検証を推進していく。

⑤地域における挑戦の支援

町と学校が一体となり、地域で活躍する人材を活用するなど地域ぐるみのキャリア教育を行い、生徒が地域や社会に出て学ぶことで、地域課題の発見や解決能力を育成できる場をつくり、高校の魅力化を図る。さらに、子どもたちの挑戦を実現できるよう、各関係機関が支援していく。

⑥阿武町版ふるさと教育の推進

児童生徒がふるさとを愛し、たくましく生き抜く力を育むため、阿武の人、歴史、文化、自然、伝統文化等を学ぶ機会を拡充することで、地域に住む人々とのふれあいをとおして、地域と一体となった阿武町版ふるさと教育を推進する。

⑦地産地消に向けた食環境づくりの推進

児童生徒が自らの食について考える習慣や様々な知識、判断力を身につけるため、「食育」学習等の取組を進め、給食における地産地消推進体制の強化を図るとともに、児童生徒の調理機会を拡充し、心身ともに健康な生活を営む力の育成を図る。

⑧グローバルな人材育成に向けた英語学習の推進

競争や変化が激しいグローバル社会においてもたくましく生き抜いていく力を身に付けるために、中学校まで12年間の切れ目のない英語教育を組み立て、英語を「学ぶ」から「使える道具」として用いることができるよう、世界で通用する実践的な英語学習を推進していくきつつ、コミュニケーション能力も高めていく。

⑨自らを守るための安全教育の推進

児童生徒が自らを守る行動を学ぶため、関係機関との連携による防犯教室を開催とともに、町内で行われる総合防災訓練に学校と地域が連携して取り組むことで、防犯・防災に対する意識を育む安全教育を推進する。

また、児童生徒の安全を確保するため、保護者と地域社会が一体となった「地域ぐるみ生徒指導」の推進を図るとともに、町内各所の「子ども110番の家」にはのぼり旗を設置するなど、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりを進める。

⑩特別な支援が必要な児童生徒への対応の充実

それぞれの子どもに応じた支援を行うため、教育支援会議の充実を図り、学校全体としての対応を組織的、計画的に進めていく。

また、特別支援教育の啓発活動を推進し、一人ひとりに対応した指導や個々のケースに応じた対応への理解を進める。

さらに、不登校児童生徒に対して、地域住民や関係機関との連携による総合的、横断的な取組を推進していく。

⑪多様性教育の推進

人権教育を学校の教育活動に明確に位置づけ、児童生徒の発達段階に即して、人権問題についての正しい理解と認識を培えるよう取り組む。

また、保育・教育現場における多様性教育を推進するため、保育士や学校教職員の資質と能力の向上を図る。

⑫児童生徒の放課後活動の充実

子どもたちの放課後等の居場所や体力や技能の向上を図るため、地域人材との連携によりクラブや教室を魅力化しつつ、部活動の充実も図っていく。

⑬ICT活用学習の推進

ICTを日常的に活用することが当たり前になりつつあり、社会で生きていくための必要な資質や能力を育むため、学校の生活や学習においても日常的にICTを活用できるオンライン学習などの環境整備を図っていく。併せて、ICT活用に向け教職員の研修も充実する。

⑭学校施設の長寿命化の推進

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であることから、安全で安心な学校づくりを進めるため、施設の定期点検の実施や危険箇所の修繕に努める。

イ 生涯学習の推進

①公民館活動の推進

「3あい運動」（ふれあい・学びあい・助けあい）の理念と実践スローガン「ひとり一学習・一スポーツ・一趣味・一奉仕」の実現に向け、すべての町民が社会の中で充実した生活を送ることができるよう、自ら向上し自己実現と社会貢献を果たしていくため、公民館事業を充実させ、住民が主体的に取り組む課題解決型の学習の推進を図っていく。

また、誰もが、生涯いつでも学べるよう、図書コーナーの充実と利用を促進するとともに、近隣図書館との連携を図っていく。

さらに、公民館等生涯学習施設の利便性の向上のため、予約・支払い方法の簡素化による利用環境の改善を図る。

②新たな社会教育活動の推進および人材育成

人生100年時代に突入し、生涯学び続けることの大切さが再認識され、多様な学習ニーズに対応していくため、世代や地域をこえた学び合いの活動を促進していく。

また、萩ジオパークなど多様な地域資源や人材をコーディネートし、社会教育活動を通じた学習機会の拡充と人材の育成、学習内容の充実に努める。

さらに、生涯学習の効果的な展開を図るため、派遣社会教育主事との連携による社会教育の基盤づくりや職員の資格取得による専門性強化を図っていく。

ウ スポーツの振興

①スポーツ・レクリエーションによる体力・コミュニティづくり

ヘルスプロポーションの原理に基づいて、子どもから高齢者まで、その体力と好みに応じて「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」をスローガンとした全世代を対象としたスポーツやレクリエーション活動の習慣化を促進する。また、スポーツテスト結果の分析による必要な体づくりを啓発していくとともに、少子高齢化の時代に応じたスポーツ・レクリエーションの導入や機会を創出していく。

②スポーツ・レクリエーション活動を支える推進体制の充実

スポーツやレクリエーション活動を行う動機づけの方法の検討と実践を図り、スポーツやレクリエーション活動を支える人材の確保やボランティア人材の育成、スポーツ施設等の充実などにより、町民が多様な形でスポーツやレクリエーション活動に参加しやすい環境を整備し、総合型地域スポーツクラブを通じて、地域のスポーツ推進はもちろん、地域コミュニティの活性化に努める。

③阿武の地形を活かしたスポーツの振興

スポーツを通して、まちの賑わいを創出するため、町内外問わず多くの方が本町の豊かな自然に触れつつ、自然環境と地形を活かしたスポーツの定着化を図っていく。

また、町民も楽しめる自然を活かしたアウトドアスポーツも推進していく。

④スポーツ・レクリエーション施設・設備の長寿命化

町民にスポーツ・レクリエーション活動に取り組みやすい環境を提供するため、スポーツ・レクリエーション施設・設備の利用促進を図るとともに、老朽化施設の設備については、計画的に改修を行い、長寿命化に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
③ 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等	その他	阿武町図書コーナー整備事業	阿武町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	スクールバス運行委託事業	阿武町	
			英語検定料補助事業	阿武町	
			オンライン学習環境整備事業	阿武町	

	その他	阿武町未来を担う人材育成事業	阿武町	
--	-----	----------------	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設については、必要な補修を行いながら維持していくが、今後の児童、生徒数推移によつては、必要に応じて統合などの検討を行う。

公民館は社会教育施設であり、地域住民の身近な施設であるため、必要な補修、改修による長寿命化を図る。

阿武町体育センターや阿武町町民グラウンドについては、町民の健康増進のための拠点として、長寿命化を図るとともに、阿武町武道館については、柔道などの振興のため必要な施設として、長寿命化を図る。また、道の駅温水プールは2016年度に大規模改修を行つてゐる。

グリーンパークあぶについては、町民の憩いの場として利用されているほか、町のグラウンドゴルフ大会や小学生のサッカー大会などの会場として幅広く利用されているため、今後も必要な補修を行い、長寿命化を図る。

教育の振興においても、この公共施設等総合管理計画にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図りつつ、対策を推進していく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

高齢化を伴う人口減少により、自治会をはじめ、民生委員・児童委員など、地域コミュニティを支える様々な役割を担う方々の負担、新たな担い手の不足といった問題が深刻で、「地域活動や行事の維持が困難になってきた」、「新たな取組への意欲が低下している」などの声も上がり始めており、人の数に頼ってきた地域自治のあり方を見直す必要性が高まっている。今後、自治会の加入世帯数の減少、高齢化率の上昇を見据えた上で住み続けられるまちづくりのため、自治会の規模の見直し、運営の簡素化、必要に応じた統廃合が求められている。

また、地域の課題はますます複雑化する一方で、人口減少に伴う税収や行政職員数の安定した確保は困難となり、今後は自助・互助・共助・公助のより一層の役割分担と連携が求められるとともに、これから定年を迎える世代が多いことから、定年世代の地域社会における役割とその活躍が期待される。

そのほか、協働・共創のまちづくりの基本である、情報の公開と提供、広報ならびに公聴、議論や対話の機会を拡充することで、町民と行政、民間企業の相互理解を深め、実りあるまちづくりを推進することが求められている。

また、近年では住民発意の取組も芽生え始めており、行政主導の発想、事業展開をただ待つだけではなく、地域住民自らが地域の利点や欠点、弱点等を洗い出すなど、地域住民の相互理解、見解のもと、行政に対し発案、要望する仕組みづくりが期待され、現在、本町では交流によるまちづくりを通じて、交流人口、関係人口を丁寧に築き上げている。そこでは、町外からの本町を見た際の着眼点、関係を構築することで受け入れ側に良い影響、気持ちや行動の変容が起こるなど、化学反応が生まれている。

税収やマンパワーに限りがある中で、新たな手法や価値観の導入が求められる事業が増える中、今後はメリハリを付けながら、民間との連携・活用を進めていくことが求められている。

(2) その対策

ア 自治会活動・地域づくり活動の維持・促進

基礎的なコミュニティの単位である自治会のコミュニティ機能を維持、または活性化していくため、自治会総合交付金による共助や互助の促進により、自治会活動を積極的に支援するとともに、定年世代など隠れた人材の地域活動への参加を促進し、コミュニティ意識の醸成や地域リーダーの育成を図る。

また、人口減少、少子高齢化社会の中で、自治会活動をより活性化するため、自治会総合交付金の内容を見直すとともに、自治会の統廃合や連合自治会設立に関する支援にも取り組む。

さらに、各地域の個性にあわせ、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、公民館、消防団、各種団体など各組織が一体となって、交流、ボランティア活動等に取り組むことで、主体的な地域づくり活動の活発化を図るとともに、形骸化している行事の見直しを検討し、町全体としてより良い地域づくりに取り組む。

イ まちづくり活動の促進

地域が元気で賑わう新たな視点での魅力あるまちづくりをめざすため、交流人口や関係人口の拡大を促進していくとともに、地域おこし協力隊や集落支援員による地域活性化を支援していく。

また、町民自らがまちづくりに参画しているという意識を醸成するため、まちづくり懇談会や説明会、自治会や各種団体等との意見交換等の実施や審議会や委員会等への公募委員の積極的登用を推進していくこと、各種事業を進めるにあたっては協働等、参加・参画を推進していく。

さらに、環境、福祉、産業、文化、地域づくりなど様々な分野で、まちづくりのボランティアやグループ活動等の活性化の促進と支援体制を整備していく。

ウ 住民活動拠点の整備・充実

住民活動の充実を図っていくため、コミュニティ活動の場となる公民館や阿武町暮らし支援センター、集落集会所など地域施設の整備や維持管理を図っていくとともに、住民による新たな地域の活動拠点づくりも推進し、多様な住民活動の利便性を図るために、学校や保育所などの公共施設の積極的な地域開放も行っていく。

エ 定住支援の促進（再掲）

U・J・Iターンを促進するため、就業支援、住宅の新築や空き家の改修など定住促進のための支援制度の一層の充実を図りつつ、さらに、若者の定住を促進するための保育料や医療費の負担軽減や子育て支援対策を実施し、魅力あるまちづくりを進める。

また、まちの元気や賑わいを発信するとともに、基幹産業である第一次産業のしごと紹介や起業家支援、企業誘致などによる新たな就業の場づくりを進めつつ、空き家バンク制度の活用、移住・就業フェアの開催、暮らし体験など、あらゆるチャネルを通して、阿武町への移住を促進する。

オ 住環境・宅地の整備（再掲）

新婚世帯や子育て世代の定住や町外からの移住を促進するため、比較的安価な分譲宅地を整備、販売していく。

また、町営住宅の整備にあたっては、今後、定額家賃型の住宅整備や単身者住宅の整備も進めつつ、老朽化する既存公営住宅の計画的な~~建て替え~~維持管理を実施するとともに、空き家の有効利用として、空き家の~~町営住宅化~~事業活用を検討する。

さらに、町在住者の住み替え需要に対して、分譲宅地、町営住宅、空き家など様々な住宅を活用しながら、柔軟に対応していく。

（3）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	住民活動拠点整備事業	阿武町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	集落整備 自治会活動活性化事業 自治会総合交付金	阿武町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

長期にわたって地域に無償貸与されている集会所については、地元への譲渡を検討していく。その際には地域住民の意向を十分に傾聴し、統廃合も視野に入れた検討を行う。

集落の整備においても、この公共施設等総合管理計画にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図りつつ、対策を推進していく。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町の文化財は、国指定文化財が1件、県指定文化財が5件、町指定文化財が5件となっている。このほか本町には、貴重な神社仏閣等の建造物、彫刻、絵画、工芸品、歴史資料、自然、郷土芸能等の有形・無形の各種文化財がある。特に、近年、福賀中学校の閉校とともに途絶えていた神楽舞が、地元有志で復活しており、地域に賑わいを与えていている。一方で、神子の舞や奈古盆踊り保存会、宇田郷の神楽舞など、各種祭りにおいては、人口減少の影響による担い手不足が深刻となっており、継承のあり方について検討が急がれる。

また、本町では、文化施設である阿武町市民センター文化ホールを中心として、学校施設、その他において、様々な文化芸術活動が行われており、主として各団体やグループが独自に日常活動の中で取り組んでいるものが多いことが特徴である。能動的に文化芸術活動を行ない、心の豊かさを創出することができることこそが、本町独自の文化であると言える。この先も限りある資源を最大限活かした文化芸術活動が創造されるよう、環境づくりとその支援が重要である。

(2) その対策

ア 文化芸術活動の推進

町民が日常生活の中で文化活動に気軽に参加し、知識や技術が修得できるよう、町民参加型の文化ホール事業を充実するとともに、多様な学習、趣味等の講座や教室の開催を推進する。

また、学校教育との連携により、子どもの頃からの文化芸術に触れる機会を創出するとともに、町民の自主的な文化活動を促進するため、各種団体・グループの育成強化や、これらの団体相互の連携や交流、活動の活性化を図る。

さらに、書、俳句、音楽、詩吟、伝統芸能、民謡等の各種文化団体の育成強化と、これら文化団体相互の連携や交流、活動の活性化を図る。

イ 文化財・伝統文化の保存・継承・活用の推進

指定文化財や未指定の貴重な文化財を積極的に保護し、これを後世に伝えていくため、計画的な調査とその活用や保存に努める。

また、本町に古くから伝わる神楽舞、郷土民謡、歴史民俗資料等、貴重な伝統文化を保存や継承、活用していくために、阿武町文化財審議会による計画的な調査、記録を実施するとともに、盆踊り保存会、神楽舞保存会など保存団体との連携による後継者の確保・育成や町内文化財を活用した歴史講座の開設に努める。

ウ 文化芸術施設の長寿命化の推進

文化ホールを利用した事業実施及び社会教育団体等の文化ホールの利用を促進するため、文化ホールやその他文化芸術活動が行える施設の保守点検や修繕に努め、長寿命化を推進していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興 施設等	地域文化振 興施設	市民センター設備改修事業	阿武町	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業	地域文化振 興	文化活性化交流事業	阿武町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町民センターには教育委員会事務局も入っており、文化施設としてだけではなく、教育行政機能や公民館機能、災害時の避難所機能等も併せ持つ複合施設であるため、定期的な点検・予防保全を行い、長寿命化を図る。

地域文化の振興等においても、この公共施設等総合管理計画にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図りつつ、対策を推進していく。

12 再生可能エネルギーの推進

(1) 現況と問題点

世界的に環境問題に対する関心が高まっており、環境負荷の少ない暮らしや経済活動の実現に向けた取組が行われている。国連が2016年から2030年までの15年の間に、持続可能な社会を実現するために17の目標と169のターゲットを定めたSDGs

(Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))は、これまでの環境施策や町民の各種活動、さらには自然と共生してきた本町の生活様式などにも総合的な価値を与え、今後めざすべき方向性を指し示すものである。このSDGsの考え方を広く伝え、環境問題に対する意識づけを図っていくことが必要である。

また、本町は、平成20年にバイオマスタウン構想を立て、公的施設である道の駅の温泉施設と温水プールに民間のバイオマスエネルギーを熱供給する国内でも珍しい取組を行うなど、自然資源の活用を図ってきた。

このほか、役場庁舎や学校施設等にソーラーパネルを計画的に整備している。

今後も、地球温暖化防止など地球環境の保全を図っていく上で、再生可能エネルギー等の普及、推進していく必要がある。

(2) その対策

地球温暖化防止など地球環境を守るため、自然環境の保全や再生に配慮し、本町の自然環境の豊かさを活かした未利用森林資源の利活用や再生可能エネルギーの導入を推進し、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に貢献していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの推進	再生可能エネルギー利用施設	道の駅熱源供給施設整備事業	阿武町	
	(2)過疎地域自立 促進特別事業	再生可能エネルギー利用 薪ストーブ等購入補助金交付事業	阿武町	

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	まち・ひと・しごと創生特別事業	阿武町	
		定住奨励金等交付金事業	阿武町	
		空き家バンク事業	阿武町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	新規農業就業者受入体制整備事業補助金 新規就農者用住宅改修補助	農事組合 法人	
		畔管理省力化事業補助金	阿武町	
		おいしいものづくり活動支援事業	団体等	
		土づくり推進事業費補助金	阿武町	
		無角和種ブランド化推進事業	阿武町	
		中山間地域等直接支払事業補助金	阿武町	
		多面的機能支払交付金	阿武町	
		有害鳥獣駆除事業補助金	阿武町	
		阿武町特産品開発支援事業補助金	阿武町	
		新規漁業就業者等確保対策事業 新規就漁者用住宅改修補助	阿武町	
		海岸機能診断事業	漁協	
		水産物販売力向上事業	阿武町	
		自伐型林業推進事業	阿武町	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	商工業・6次産業化	阿武町起業化支援事業補助金	阿武町
		観光	まちの縁側事業	阿武町
			阿武町版DMO育成事業	阿武町
			暮らしの体験プログラム推進事業	阿武町
		その他	1/4works 推進事業	阿武町
		情報化	ウェブサイト等情報発信整備事業	阿武町
		デジタル技術活用	住民情報システムクラウド運用事業	阿武町

			財務会計システム・人事給与システム整備事業	阿武町	
			公式書籍等デジタルアーカイブ事業	阿武町	
4 交通施設の整備、交通手段確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	公共交通	地域生活バス等の運行事業 バス路線維持、コミュニティワゴン運行、デマンド交通事業	阿武町	
		交通施設維持	奈古駅管理業務委託事業	阿武町	
			草刈作業労力負担軽減事業	阿武町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	環境	清掃工場業務委託事業 清掃工場負担金	阿武町	
			家庭用生ごみ処理容器等購入支援事業	阿武町	
			バイオマスプラスチックごみ袋導入事業	阿武町	
		その他	分譲宅地販売促進事業	阿武町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	みどり保育園外国青年招致事業	阿武町	
			みどり保育園送迎バス運行委託事業	阿武町	
			こども医療費助成事業	阿武町	
			保育サービス事業 保育料完全無償化	阿武町	
		高齢者・障害者福祉	福祉バス・タクシー助成事業	阿武町	
		その他	予防接種事業	阿武町	
			不妊治療事業	阿武町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	その他	住民総合検診事業	阿武町	
			医療機関・行政連携強化事業 感染症予防対策事業	阿武町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	スクールバス運行委託事業	阿武町	
			英語検定料補助事業	阿武町	
			オンライン学習環境整備事業	阿武町	
		その他	阿武町未来を担う人材育成事業	阿武町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	自治会活動活性化事業 自治会総合交付金	阿武町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興	文化活性化交流事業	阿武町	

11 再生可能エネルギーの推進	(2)過疎地域自立促進特別事業	再生可能エネルギー利用	薪ストーブ等購入補助金交付事業	阿武町	
-----------------	-----------------	-------------	-----------------	-----	--